

飛翔

人事委員会年報

令和5年度

佐賀県人事委員会

目 次

全 般 事 項

I 組織の概要

1	人事委員会の設置	1
2	人事委員会の事務	1
3	人事委員会委員	1
4	事務局の組織	2
5	事務局の分掌事務	2
6	事務局の職員	3
7	令和5年度予算	3

II 人事委員会

1	人事委員会の開催状況	4
2	条例案に対する意見	9
3	委員会及び事務局関係規則等の制定及び改正	9

業 務 の 執 行

I 公平審査事務

1	職員の分限処分及び懲戒処分	10
2	勤務条件に関する措置要求	10
	(1) 措置要求の処理状況	10
	(2) 令和5年度の処理結果	10
3	不利益処分についての審査請求	10
	(1) 審査請求の処理状況	10
	(2) 令和5年度審査の結果	11
4	苦情相談の状況	11
	(1) 苦情相談の内容別件数	11
	(2) 苦情相談の処理区分	11
5	公立学校の学校医等の公務災害補償の審査の申立て	11
6	退職手当の支給制限等の処分についての意見	11
7	不利益処分についての審査請求に関する規則等の改正状況	12

II 職員団体事務

1	管理職員等の範囲を定める規則の改正状況	13
2	管理職員等の範囲一覧表	14
3	職員団体の登録	16
4	法人格付与法に基づく申請及び変更届	16

III 任用事務

1	採用試験	17
	(1) 令和5年度採用試験の概要	17

(2) 令和5年度採用試験の実施状況	2 1
(3) 採用試験の過去の実施状況	2 2
(4) 受験者数の推移	2 4
2 採用選考	2 5
(1) 採用選考の状況	2 6
(2) 障害者を対象とする採用選考の状況	2 6
3 昇任選考	2 7
4 転任協議	2 7
5 公益的法人等への職員派遣	2 7
(1) 在職派遣の状況	2 7
(2) 退職派遣の状況	2 7
6 任期付職員採用	2 7
7 任用関係規則の改正状況	2 8
IV 給与事務	
1 職員の給与等に関する報告（給与について）	2 9
(1) 職員の給与等	2 9
(2) 職員の給与と民間給与との比較	2 9
(3) 国家公務員との給与水準の比較	3 0
(4) 職員の給与の改定方針	3 0
(5) 今後の給与制度について	3 1
(6) 給与勧告実施の要請	3 1
2 職員の給与等に関する報告（公務運営について）	3 4
(1) 人材の確保・育成	3 4
(2) 勤務環境の整備	3 8
(3) 服務規律の確保	4 3
3 給与関係規則及び運用通知の制定又は改正	4 4
(1) 規則の制定又は改正	4 4
(2) 運用通知の制定又は改正	4 7
4 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に基づく承認	4 9
V 職員の勤務条件関係事務	
1 労働基準監督機関としての職権行使	5 0
(1) 事業場の区分	5 0
(2) 労働基準監督機関の職権行使	5 1
(3) ボイラー、第一種圧力容器、クレーン及びゴンドラの諸検査	5 2
(4) 労働基準法等事業所実態調査の実施	5 2
2 職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の改正状況	5 3
(1) 規則の制定又は改正等	5 3
(2) 告示の制定又は改正等	5 3
(3) 運用通知の制定又は改正等	5 3
3 職員の退職管理に関する規則等の改正状況	5 3

(1) 規則の制定又は改正	5 3
(2) 運用通知の制定又は改正	5 3
(3) 再就職者による依頼等の届出	5 3
VI 公平委員会の受託事務関係	
1 受託団体	5 4
2 勤務条件に関する措置要求	5 4
3 不利益処分についての審査請求	5 4
4 苦情相談の状況	5 4
(1) 苦情相談の内容別件数	5 4
(2) 苦情相談の処理区分	5 4
5 職員団体事務	5 5
(1) 管理職員等の範囲	5 5
(2) 職員団体の登録	5 5

全般事項

I 組織の概要

1 人事委員会の設置

人事委員会は、専門的な人事行政機関として、かつ、任命権者と職員間に立つ第三者機関として、地方自治法第180条の5第1項及び地方公務員法第7条第1項の規定に基づき各都道府県に設置が義務づけられている。

昭和26年6月4日に佐賀県人事委員会設置条例(昭和26年佐賀県条例第19号)が施行され、同月12日に初代人事委員が選任され佐賀県人事委員会が発足した。

2 人事委員会の事務

地方公務員法第8条の規定により、人事委員会が処理することとされている事務は、次のとおりである。

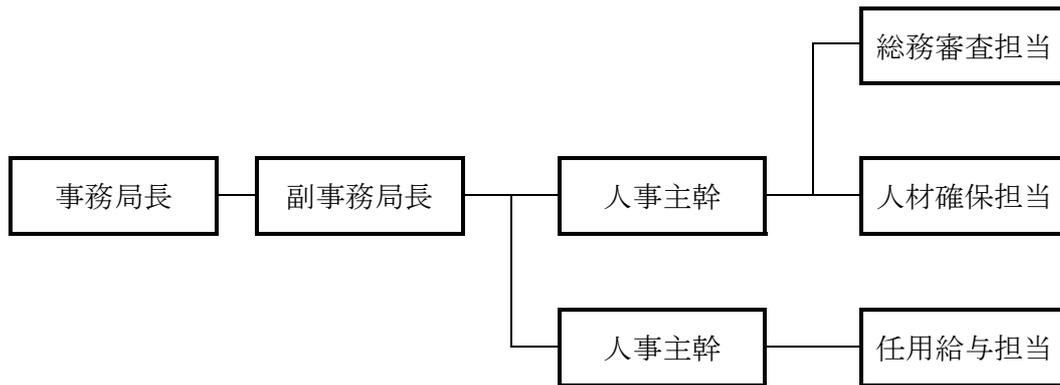
- (1) 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- (2) 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- (3) 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- (4) 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- (5) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- (6) 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。
- (7) 職員の給与がこの法律及びこれに基く条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。
- (8) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- (9) 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。
- (10) 前二号に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。
- (11) 前各号に掲げるものを除く外、法律又は条例に基きその権限に属せしめられた事務

3 人事委員会委員

(令和6年3月31日現在)

職名	氏名	任期	職業	備考
委員長 (非常勤)	坂本 洋介	R5.8.3 ~R9.8.2	会社役員	R5.8.3 委員就任 R5.8.4 委員長就任
委員 (非常勤)	内田 信子	R4.3.30 ~R8.3.29	学校法人 理事長	H30.3.30 委員就任 R4.3.30 委員再任
委員 (非常勤)	江崎 匡慶	R5.8.4 ~R9.8.3	弁護士	R5.8.4 委員就任

4 事務局の組織



5 事務局の分掌事務

担当名	分 掌 事 務
総務審査担当	1 人事委員会委員及び人事委員会の会議に関する事。 2 事務局職員の人事、給与、服務及び福利厚生に関する事。 3 公印の管守並びに文書の收受、発送及び保管に関する事。 4 財務事務に関する事。 5 職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分等の審査請求に関する事。 6 職員の苦情の処理に関する事。 7 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の申立てに関する事。 8 職員の服務、分限、懲戒その他身分取扱いに関する事。 9 職員の退職管理に関する事。 10 管理職員等の範囲の指定及び職員団体の登録に関する事。 11 職員の勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利制度に関する事。 12 職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権の行使に関する事。 13 委託された公平委員会の事務処理に関する事。 14 他担当の所掌に属しない事務に関する事。
人材確保担当	1 職員の任命の方法についての一般的基準の制定に関する事。 2 職員の採用試験及び選考に関する事。
任用給与担当	1 職員の任用に関する事。 2 職員の臨時的任用に関する事。 3 職員の定年等に関する事。 4 職員の研修制度及び人事評価制度に関する事。 5 職員の給与等についての研究報告及び必要な勧告に関する事。 6 民間給与の調査報告及び生計費の調査に関する事。 7 職員の給与その他給与に関する事。 8 職員に対する給与の支払監理に関する事。

6 事務局の職員

(令和5年4月1日現在)

担当名及び職名		氏 名	発 令 年 月 日
事 務 局 長		古 賀 千加子	R 4 . 4 . 1
副 事 務 局 長		本 多 勝 彦	R 5 . 4 . 1
人 事 主 幹		木 原 康一朗	R 4 . 10 . 14
人 事 主 幹		土 井 慎 一	R 3 . 4 . 1
総務審査担当	係 長	宮 崎 華 容	R 4 . 4 . 1
	主 事	西 村 美成子	R 2 . 4 . 1
	主 事	江 口 佳 那	R 4 . 4 . 1
	主 事	萩 原 尚 輝	R 2 . 4 . 1
	会計年度任用職員	馬 場 加代子	R 4 . 8 . 1
人材確保担当	係 長	古 賀 健 二	R 2 . 4 . 1
	主 査	幸 田 美 咲	R 2 . 4 . 1
	主 査	田 中 成 尚	R 3 . 4 . 1
	主 事	森 裕美子	R 4 . 4 . 1
	主 査 (再)	川 崎 和 博	R 4 . 4 . 1
任用給与担当	任用給与担当係長事務取扱	土 井 慎 一	R 3 . 4 . 1
	主 査	吉 田 碧	H31 . 4 . 1
	主 査	本 多 俊太郎	R 4 . 10 . 14
	主 事	江 口 あゆみ	R 5 . 4 . 1

7 令和5年度予算

(単位：千円)

区 分		当初予算	補正予算	最終予算	予算額の費目別内訳
歳 入	警察官採用共同試験実施収入	242		242	雑 入 539 (財源充当)
	〃 (警務課財源充当分)			(619)	
	市町村等公平委員会受託事務収入	297		297	
	合 計	539		539	
歳 出	委員報酬	6,528		6,528	報 酬 8,560 給 料 56,015 職員手当等 34,527 共 済 費 19,284 旅 費 0
	職員給与費	117,251	△9,421	107,830	
	会計年度任用職員給与費(パート)	2,772	128	2,900	
	任用関係事務費	1,128		1,128	
	人 件 費 小 計	127,679	△9,293	118,386	
	委員活動費	789		789	報 償 費 709 旅 交 際 費 4,378 交 際 費 10 需 用 費 4,671 役 務 費 956 委 託 料 11,396 使 賃 料 4,709 負 担 金 4,207
	事務局一般運営費	2,136		2,136	
	任用関係事務費	25,612		25,612	
	給与調査研究費	1,019		1019	
	公平審査費	544		544	
	労働基準監督等事務費	203		203	
	市町村等公平委員会受託事務処理費	297		297	
	会議開催費	436		436	
	事 業 費 小 計	31,036		31,036	
合 計	158,715	△9,293	149,422		

II 人事委員会

1 人事委員会の開催状況

令和5年度における人事委員会の会議は定例会17回、臨時会3回、計20回であり、その開催状況は次表のとおりである。

開催年月日	議 案 等
R5.4.18 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 組織改正に伴う関係規則等の一部改正について <ol style="list-style-type: none"> 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正について 級別職務区分表の一部改正について 令和5年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)の実施要綱について 令和5年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)[民間企業等職務経験者]の実施要綱について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和5年職種別民間給与実態調査の実施について 令和4年度苦情相談の状況について 令和4年度有機溶剤中毒予防規則の一部適用除外の認定等の状況について 佐賀県職員採用試験における任命権者(教育委員会、警察本部)の選択結果について 職員の懲戒処分について 佐賀県人事委員会事務局職員障害者活躍推進計画について
R5.5.25 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 研修又は表彰若しくは顕彰による昇給について(通知)の一部改正について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和5年度労働基準法等事業所実態調査の実施について 職員団体からの2023年民間給与実態調査等に関する申し入れについて 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会等からの要請書について 佐賀県職員採用試験における任命権者(知事部局)の選択結果について 令和5年度佐賀県職員採用試験[民間企業等職務経験者(UJIターン枠:技術系)]の申込状況について 令和5年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)の申込状況について
R5.6.12 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について <ol style="list-style-type: none"> 乙第40号議案 佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例(案) 乙第41号議案 佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例(案) 令和5年度佐賀県職員採用試験(短期大学卒業程度・高等学校卒業程度)の実施要綱について
R5.6.15 (臨時会)	<p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和5年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)[特別枠・スポーツ特別枠]の採用候補者名簿の確定について

R5.6.27 (定例会)	(議事事項) 1 災害派遣手当等に関する規則の一部改正について 2 佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部改正について 3 解雇予告除外認定について (報告事項) 1 令和5年度佐賀県職員採用試験の採用予定者数の変更について
R5.7.26 (定例会)	(議事事項) 1 職務に専念する義務の特例に関する規則等の一部改正について (1) 職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正について (2) 佐賀県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部改正について (3) 佐賀県人事委員会事務局処務規定の一部改正について 2 単身赴任手当に関する規則第6条第2項第7号により読み替えられた同項第2号の人事委員会が認めるものの承認について (報告事項) 1 職員の懲戒処分について
R5.8.2 (臨時会)	(議事事項) 1 令和5年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)の最終合格者の決定について
R5.8.7 (定例会)	(議事事項) 1 委員長の選挙について 2 委員長職務代理者の指定について
R5.8.17 (定例会)	(議事事項) 1 令和5年度佐賀県職員採用試験〔民間企業等職務経験者(UJIターン枠)〕における採用候補者名簿の作成について(土木・農政) (報告事項) 1 令和5年度障害者を対象とする佐賀県職員採用選考(第2回)(第1次選考)の実施要綱について 2 人事院の給与勧告等について 3 職員の給与等に関する報告資料の概要について 4 職員の勤務条件等に関する調査結果の概要について 5 九州地方人事委員会協議会委員長・事務局長合同会議の議題に対する回答について
R5.9.12 (定例会)	(議事事項) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告の方針について (報告事項) 1 職員の給与等に関する報告資料(民間給与関係、労働経済関係、生計費関係)について 2 職員の給与等に関する勧告及び報告に対する任命権者からの意見等について 3 職員の給与等に関する勧告及び報告に対する職員団体からの要請について 4 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会等からの要請書について 5 令和5年度佐賀県職員採用試験〔民間企業等職務経験者〕の申込状況について 6 令和5年度佐賀県職員採用試験〔短期大学卒業程度・高等学校卒業程度〕の申込状況について 7 令和5年度佐賀県職員採用試験(短期大学卒業程度・高等学校卒業程度)に係る採用予定者数の変更について 8 職員の懲戒処分について

R5.9.26 (定例会)	(議事事項) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について (報告事項) 1 職員の給与等に関する勧告及び報告に対する職員団体からの要請について
R5.10.12 (定例会)	(議事事項) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について (報告事項) 1 各都道府県人事委員会の報告・勧告の実施状況について 2 令和5年度佐賀県職員採用試験(高等学校卒業程度)の採用予定者数の変更について
R5.10.19 (臨時会)	(議事事項) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について
R5.11.14 (定例会)	(議事事項) 1 令和5年度佐賀県職員採用試験(短期大学卒業程度・高等学校卒業程度)における採用候補者名簿の作成について (報告事項) 1 令和5年度佐賀県職員採用試験(高等学校卒業程度、民間企業等職務経験者)の採用予定者数の変更について 2 職員団体との勧告当日会見について 3 職員団体からの要請について 4 各都道府県人事委員会の報告・勧告の実施状況について 5 地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて
R5.11.24 (定例会)	(議事事項) 1 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について I 乙第71号議案 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(案) II 乙第72号議案 佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例(案) III 乙第74号議案 佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(案) 2 令和5年度佐賀県職員採用試験(民間企業等職務経験者)採用候補者名簿の作成について (報告事項) 1 職員の懲戒処分について
R5.12.15 (定例会)	(議事事項) 1 令和5年給与勧告及び給与条例等改正に基づく人事委員会規則等の一部改正等について (1) 初任給調整手当に関する規則の一部改正について (2) 初任給調整手当に関する規則第6条第3項の承認について(通知)の一部改正について (3) 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について (4) 期末手当及び勤勉手当の運用について(通知)の一部改正について (5) 最高の号給を超える給料月額を受ける任期付職員の給料月額の切替えに関する規則の制定について 2 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について(通知)の一部改正について 3 組織改正等に伴う関係規則等の一部改正について (1) 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正について

	<p>(2) 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</p> <p>(3) 級別職務区分表の一部改正について</p> <p>(報告事項)</p> <p>1 令和5年度障害者を対象とする佐賀県職員採用選考(第3回)(第1次選考)実施要綱について</p>
R6.1.26 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <p>1 令和5年給与勧告及び給与条例改正に基づく人事委員会規則等の一部改正について</p> <p>(1) 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について</p> <p>(2) 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について</p> <p>2 公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部改正について</p> <p>3 通勤手当に係る特別料金等加算(特別急行列車)の適用基準の取扱いについて</p> <p>(報告事項)</p> <p>1 組織改正等に伴う改正人事委員会規則等の施行日(適用日)の変更について</p>
R6.2.9 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <p>1 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正等について</p> <p>2 令和6年度佐賀県職員採用試験の実施計画について</p> <p>3 令和6年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)[特別枠・スポーツ特別枠]の実施要綱について</p>
R6.2.19 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <p>1 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について</p> <p>I 佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(案)</p> <p>II 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例(案)</p> <p>III 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(案)</p> <p>IV 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例及び佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例(案)</p> <p>V 佐賀県女性相談支援センター設置条例(案)</p> <p>2 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正等について</p> <p>3 令和6年度佐賀県職員採用試験の実施計画について</p> <p>(報告事項)</p> <p>1 令和5年度労働基準法等事業所実態調査の結果について</p>
R6.3.15 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <p>1 組織改正等に伴う関係規則等の一部改正について</p> <p>(1) 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について</p> <p>(2) 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>(3) 給料の調整額に関する規則の一部改正について</p> <p>(4) 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について</p> <p>(5) 級別職務区分表の一部改正について</p>

	<p>(6) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について</p> <p>(7) 佐賀県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部改正について</p> <p>2 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部改正について</p> <p>3 公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部改正について</p> <p>4 佐賀県人事委員会事務局に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部改正について</p> <p>5 佐賀県職員の任用に関する規則の一部改正について</p> <p>6 期末手当及び勤勉手当の運用について（通知）の一部改正について</p> <p>7 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について第17条関係の規定に基づく承認について</p> <p>8 特定任期付職員の任期更新承認について</p> <p>9 職員の採用選考の実施について</p> <p>（報告事項）</p> <p>1 令和6年度佐賀県職員採用試験の実施計画の変更について</p> <p>2 職員の懲戒処分について</p> <p>3 職員の分限処分について</p>
<p>R6.3.25 （定例会）</p>	<p>（議事事項）</p> <p>1 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</p> <p>2 佐賀県職員の退職手当に関する条例の改正等に伴う関係規則等の一部改正について</p> <p>（1）期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について</p> <p>（2）期末手当及び勤勉手当の運用について（通知）の一部改正について</p> <p>（3）人事交流による採用者等の職務の級及び号給の決定等について（通知）の一部改正について</p> <p>（4）令和3年改正給与条例附則第7条の規定による給料に関する規則の運用について（通知）の一部改正について</p> <p>（5）令和3年改正給与条例附則第6条の規定による給料に関する規則の運用について（通知）の一部改正について</p> <p>3 地域手当に関する規則の一部改正について</p> <p>4 佐賀県職員特殊勤務手当支給規則等の一部改正について</p> <p>5 佐賀県職員特殊勤務手当支給規則第30条の2第1項第3号、第2項第3号の規定に基づく承認等について</p> <p>6 採用選考取扱要領の一部改正について</p> <p>7 昭和50年、52年及び59年佐教組事案に係る不利益処分についての審査請求の棄却等について</p> <p>8 昭和50年高教組事案に係る不利益処分についての審査請求の棄却等について</p> <p>（報告事項）</p> <p>1 職員団体からの要請について</p> <p>2 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会等からの要請書について</p> <p>3 令和6年度障害者を対象とする佐賀県職員採用選考（第1回）（第1次選考）実施要綱について</p> <p>4 令和6年度佐賀県職員採用試験〔特別枠・スポーツ特別枠〕の申込状況について</p>

2 条例案に対する意見

地方公務員法第5条第2項に基づき議会から条例案について意見を求められたものは次のとおりである。

意見提出 年 月 日	議案 番号	条 例 名	意 見
R5.6.15	乙 40	佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例	異議ありません。
	乙 41	佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例	
R5.12.1	乙 71	佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例	異議ありません。
	乙 72	佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例	
	乙 74	佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例	
R6.2.22	乙 1	佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	異議ありません。
	乙 6	佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例	
	乙 11	大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	
	乙 14	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例及び佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例	
	乙 17	佐賀県女性相談支援センター設置条例	

3 委員会及び事務局関係規則等の制定及び改正

次表のとおり規則、告示及び訓令等の制定及び改正等を行った。

(1) 規則の制定又は改定等

規則 番号	公 布 年月日	施行又は 適用年月日	規 則 等 名	概 要
1	R5.11.17	R5.11.17	佐賀県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則	○人事委員会事務局長に委任された事項から職務に専念する義務の免除の承認に関する事項を削除することとした。
20	R6.3.29	R6.4.1	佐賀県人事委員会事務局の組織に関する規則	○組織改正に伴い、人事委員会事務局に置く職に新たに調整主幹及び副主幹を加え、当該職の職務を定めることとした。

(2) 告示及び訓令等の制定又は改正等

規則 番号	公 布 年月日	施行又は 適用年月日	規 則 等 名	概 要
1	R5.11.17	R5.11.17	佐賀県人事委員会事務局処務規定	○人事委員会事務局長が専決出来る事務について、職務に専念する義務の免除の承認に関する事項を追加することとした。

業務の執行

I 公平審査事務

1 職員の分限処分及び懲戒処分

職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する規則第3条及び第5条の規定に基づき、令和5年度に任命権者から職員を分限処分又は懲戒処分に付した旨通知があった件数は次のとおりである。

任命権者	分 限 処 分				懲 戒 処 分				
	免職	休職	降任 降給	計	免職	停職	減給	戒告	計
知 事	2		2	4	1		2	13	16
県議会議長									
代表監査委員									
教育委員会					1		1		2
警察本部長							1		1
計	2		2	4	2		4	13	19

2 勤務条件に関する措置要求（受託団体関係分を除く）

(1) 措置要求の処理状況

区 分	令和4年度末 (R5.3.31) 係属件数	令和5年度中 措置要求件数	令和5年度中 処理件数	令和5年度末 (R6.3.31) 係属件数
措置要求	0	0	0	0

(2) 令和5年度の処理結果

令和5年度中に、処理した事案はない。

3 不利益処分についての審査請求（受託団体関係分を除く）

(1) 審査請求の処理状況（再審査請求を除く）

区 分		令和4年度末 (R5.3.31) 係属件数	令和5年度中 措置要求件数	令和5年度中 処理件数	令和5年度末 (R6.3.31) 係属件数
分 限 処 分	降 給				
	降 任				
	休 職				
	免 職				
懲 戒 処 分	戒 告	1,845		191	1,654
	減 給				
	停 職				
	免 職				
その他（転任など）					
合 計		1,845		191	1,654

(2) 令和5年度審査の結果

令和5年度中に、審査した事案はない。

4 苦情相談の状況

地方公務員法第8条第1項第11号の規定に基づく苦情相談について、職員から令和5年度中に相談のあった事例は次のとおりである。

(1) 苦情相談の内容別件数（重複あり）

区 分	令和4年度末 (R5.3.31) 継続件数	令和5年度中 苦情相談件数	令和5年度中 処理件数	令和5年度末 (R6.3.31) 継続件数
任用関係				
給与関係		2	2	
勤務条件・服務関係		9	8	1
厚生・福祉関係		2	2	
公平審査関係				
各種ハラスメント関係		10	10	
その他				
計		23	22	1

(2) 苦情相談の処理区分（重複あり）

区 分	令和5年度中 処理件数
制度等の説明	1
事情聴取	2
事情を聴取し、助言	7
当局等との話し合いの勧奨	2
相談内容を当局に伝達	10
当局に調査の申し入れ	1
当局から調査結果の報告	1
相談者へ調査結果の伝達	
その他	2
計	26

5 公立学校の学校医等の公務災害補償の審査の申立て

令和5年度中に、公立学校の学校医等から公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第5条第1項の規定により審査の請求がなされたものはなく、また、現在当委員会に係属している事案もない。

6 退職手当の支給制限等の処分についての意見

令和5年度中に、佐賀県職員の退職手当に関する条例第18条第1項の規定により人事委員会の意見を聴かれたものはない。

7 不利益処分についての審査請求に関する規則等の改正状況

不利益処分についての審査請求に関する規則等の改正は、令和5年度はなかった。

II 職員団体事務

1 管理職員等の範囲を定める規則の改正状況

組織、職制、権限の分配等に変更があったものについて、次表のとおり管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正した。

規則番号	公布年月日	施行又は適用年月日	規則名	概要
45	R5.12.22	R5.12.25	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	○令和5年12月25日付け組織改正に伴い、管理職員等の範囲について所要の改正を行った。
3	R6.3.1	R6.3.1	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	○管理職員等の範囲の指定に当たっての考え方を改めることに伴い、管理職員等の範囲について所要の改正を行った。
14	R6.3.29	R6.4.1	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	○令和6年4月1日付け組織改正に伴い、管理職員等の範囲について所要の改正を行った。

2 管理職員等の範囲一覧表

(令和6年4月1日現在)

機 関		職 員
本 庁	議会事務局	事務局長 副事務局長 課長 副課長 秘書担当の係長
	知事部局(出納局を含む。)	部長 局長 理事 政策統括監 情報統括監 医療統括監 企業立地統括官 会計管理者 副部長 副局長 政策総括監 さがデザイン総括監 税政総括監 SSP総括監 スポーツ総括監 脱炭素社会推進統括官 産業DX・スタートアップ総括監 再生可能エネルギー総括監 企業立地総括監 出納局長 課長 室長 センター長 政策企画監 さがデザイン企画監 推進監 リーダー 家畜防疫対策企画監 参事 技術監 副課長 副室長 副センター長 秘書担当の企画主幹及び係長(秘書課) 法制担当の企画主幹及び係長(法務私学課) 人事、給与、サービス、職員団体又は厚生福利担当の企画主幹及び係長(人事課) 人事、給与若しくはサービス担当(企画に関する事務の担当に限る。)又は職員団体担当の主任主査、主査及び主事(人事課)
	教育委員会事務局	理事 副教育長 教育危機管理・広報総括監 総体2024総括監 課長 推進監 リーダー 室長 教育企画監 参事 技術監 副課長 副室長 人事主幹 人事又は給与担当の係長(教育総務課) 県立学校人事、小中学校人事、働き方改革推進、法規、給与又は健康管理担当の係長(教職員課) 人事、給与若しくはサービス担当(企画に関する事務の担当に限る。)又は職員団体担当の管理主事、主任主査、主査及び主事(教職員課)
	選挙管理委員会事務局	書記長
	人事委員会事務局	事務局長 副事務局長 人事主幹 係長 公平審査又は給与勧告担当の主任主査、主査及び主事
	監査委員事務局	事務局長 副事務局長 副監査監(局長が指定する者に限る。)
	労働委員会事務局	事務局長 課長 副課長
	海区漁業調整委員会事務局	事務局長
現地機関	首都圏事務所	所長 副所長
	消防学校	校長 副校長
	防災航空センター	所長 副所長
	自治修習所	所長 副所長 総務課長
	公文書館	館長 副館長
	県税事務所	所長 副所長 総務課長
	佐賀空港事務所	所長 副所長
	博物館	館長(常勤の職員に限る。) 統括副館長 副館長
	九州陶磁文化館	館長(常勤の職員に限る。) 統括副館長 副館長
	名護屋城博物館	館長(常勤の職員に限る。) 統括副館長 副館長
	佐賀城本丸歴史館	館長(常勤の職員に限る。) 統括副館長 副館長
	図書館	館長 副館長
	環境センター	所長 副所長
	保健福祉事務所	所長 保健監 福祉監 副所長 企画経営課長

機 関		職 員
総合福祉センター		所長 副所長
児童相談所		所長 副所長
地域生活リハビリセンター		所長 副所長
衛生薬業センター		所長 副所長 ウイルス課長
療育支援センター		所長 統括副所長 副所長 課長（所長又は統括副所長が指定する者に限る。）
虹の松原学園		園長 副園長 総務課長
精神保健福祉センター		所長 副所長
食肉衛生検査所		所長 副所長 総務課長
関西・中京事務所		所長 副所長
窯業技術センター		所長 副所長 総務課長
工業技術センター		所長 副所長
産業技術学院		学院長 副学院長 総務企画課長
農林事務所		所長 センター長 副所長
農業技術防除センター		所長 副所長 専門技術部長
上場営農センター		所長 副所長
農業試験研究センター		本場
農業試験研究センター 農業大学校	分場	所長 副所長
	校長 副校長	分場長
果樹試験場		場長 副場長
茶業試験場		場長 副場長
畜産試験場		場長 副場長
家畜保健衛生所		所長 副所長 総務課長（中部家畜保健衛生所に限る。）
水産振興センター		所長 副所長
高等水産講習所		所長 副所長
林業試験場		場長 副場長
土木事務所		所長 副所長
ダム管理事務所		所長 副所長
有明海沿岸道路整備事務所		所長 副所長
教育事務所		本所
教育事務所 教育センター	支所	所長 教育指導監 副所長（本務としての職に限る。） 管理主任 管理主事
	所長 副所長	支所長 管理主任
県立学校		校長 副校長 教頭 統括事務長 事務長

備考

- 1 本庁の知事部局（出納局を含む。）及び教育委員会事務局の項中にある「参事」とは、人事、給与、服務等に関する事務について課長、センター長又は室長（以下「課長等」という。）を直接補佐する参事並びに知事部局（出納局を含む。）において、人事、給与、服務等に関する事務を担当する参事、

人事課において職員団体を担当する参事及び教職員課において人事、服務又は職員団体を担当する参事をいう。

- 2 本庁の知事部局（出納局を含む。）及び教育委員会事務局の項中にある「技術監」とは、人事、給与、服務等に関する事務について課長等を直接補佐する技術監及び知事部局（出納局を含む。）において、人事、給与、服務等に関する事務を担当する技術監をいう。
- 3 本庁の知事部局（出納局を含む。）、教育委員会事務局及び労働委員会事務局の項中に規定する「副課長」とは、人事、給与、服務等に関する事務について課長を直接補佐する副課長並びに知事部局の主管課において人事を担当する副課長、秘書課副課長、法務私学課において法制を担当する副課長、人事課副課長、財政課副課長、資産活用課副課長、教育総務課において人事又は給与を担当する副課長及び教職員課副課長をいう。
- 4 本庁の知事部局（出納局を含む。）及び教育委員会事務局の項中に規定する「副室長」とは、人事、給与、服務等に関する事務について室長を直接補佐する副室長及び行政経営室副室長をいう。
- 5 本庁の知事部局（出納局を含む。）の項中に規定する「副センター長」とは、人事、給与、服務等に関する事務についてセンター長を直接補佐する副センター長をいう。
- 6 本庁の教育委員会事務局の項中に規定する「教育企画監」とは、人事、給与、服務等に関する事務について課長等を直接補佐する教育企画監をいう。
- 7 現地機関の項中に規定する「副所長」、「副館長」、「副園長」、「副学院長」、「副校長」、「副場長」、「総務課長」、「企画経営課長」、「ウイルス課長」、「課長」、「総務企画課長」又は「専門技術部長」とは、人事、給与、服務等に関する事務についてそれぞれ現地機関の長を直接補佐する副所長、副館長、副園長、副学院長、副校長、副場長、総務課長、企画経営課長、ウイルス課長、課長、総務企画課長又は専門技術部長をいう。

3 職員団体の登録（受託団体関係分を除く）

当委員会に登録されている職員団体は次表のとおりである。

（令和6年3月31日現在）

職員団体の名称	所在地	代表者	単位団体 連合体の別	登録		令和5年度 の登録事項
				番号	年月日	
佐賀県職員労働組合	佐賀市城内一丁目1番59号(県庁内)	執行委員長 片渕 浩敏	単位団体	1	S41. 10. 12 (S26. 5. 11)	R5. 4. 17 役員の変更
佐賀県高等学校教職員組合	佐賀市高木瀬町大字東高木227-1 佐賀県教育会館	執行委員長 永尾 実	〃	2	S41. 10. 12 (S26. 11. 26)	R5. 4. 6 役員の変更
佐賀県教職員組合	〃	執行委員長 井手 美保子	〃	3	S41. 10. 12 (S26. 10. 26)	R5. 4. 17 役員の変更
佐賀県教職員連合会	武雄市北方町大字志久2334番地1	執行委員長 佐志 健	〃	6	S49. 6. 26	R5. 4. 17 規約及び役員の変更

（注）登録年月日欄の（ ）内は、地方公務員法の一部を改正する法律（昭和40年法律第71号）施行前の地方公務員法に基づく登録年月日である。

4 法人格付与法に基づく申請及び変更届

職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和53年法律第80号）に基づく申請及び変更届は、令和5年度中にはなかった。

Ⅲ 任用事務

1 採用試験

(1) 令和5年度採用試験の概要

試験区分	主な受験資格	受付期間	日程・試験内容		最終合格 発表日	
			1次試験	2次試験		
大学卒業程度	〔特別枠〕 行政 教育行政 土木 農政	(行政、教育行政) 平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人 (土木、農政) 平成6年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人	3月1日～17日	(行政、教育行政) 4月1日～12日 テストセンター ・教養試験 ・語学資格保有加点 (土木、農政) 4月9日 庁内会議室・ビジョンセンター浜松町(東京都) ・教養試験 ・専門試験 ・語学資格保有加点	(行政、教育行政) 5月8日～12日 庁内会議室 ・面接試験 (土木、農政) 5月18・19日 庁内会議室 ・面接試験 〔3次試験〕 (行政、教育行政) 6月1日 庁内会議室 ・論文試験 6月1日～6日 庁内会議室 ・面接試験 (土木、農政) 6月6・7日 庁内会議室 ・面接試験	6月16日
	〔スポーツ特別枠〕 行政 教育行政	平成6年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人で、スポーツに関して次のア又はイの要件を満たす人 ア 世界レベルの大会に出場 イ 全国レベルの大会に出場し、個人又は団体の8位以上	3月1日～17日	4月1日～12日 テストセンター ・教養試験 ・語学資格保有加点	5月11日 庁内会議室 ・面接試験 〔3次試験〕 6月1日 庁内会議室 ・論文試験 6月1日 庁内会議室 ・面接試験	6月16日

試験区分	主な受験資格	受付期間	日程・試験内容		最終合格 発表日
			1次試験	2次試験	
行政 教育行政 警察事務 心理 土木 建築 農政 畜産 農業土木 林業 水産 保健師 大学卒業程度	〔心理、保健師 以外の試験区 分〕 平成6年4月2 日から平成14年 4月1日までに 生まれた人 〔心理〕 昭和59年4月2 日から平成14年 4月1日までに 生まれた人で、 心理学（相当の 課程を含む）を 履修又は履修見 込の人 〔保健師〕 平成6年4月2 日から平成15年 4月1日までに 生まれた人で、 保健師免許の取 得者又は令和6 年8月31日まで に取得見込みの 人	5月2日 ～24日	6月18日 佐賀大学 ・教養試験 ・専門試験 ・語学資格保 有加点	6月18日 佐賀大学 ・論文試験（1次試験日 に実施） 7月13日～21日 庁内会議室 ・面接試験	8月3日

試験区分	主な受験資格	受付期間	日程・試験内容		最終合格 発表日	
			1次試験	2次試験		
大学卒業程度	民間企業等職務経験者 〔UJIター ン枠〕 行政 土木 農政	昭和39年4月2 日から平成6年 4月1日までに 生まれた人 県外に登記上の 本店を置く民間 企業等における 職務経験が令和 5年6月末日現 在通算して5年 以上ある人	〔行政〕 7月3日 ～8月18 日 〔土木、農 政〕 5月2日 ～24日	〔行政〕 アピールシー トによる書類 選考 〔土木、農政〕 6月18日 佐賀大学・ビジ ョンセンター 浜松町（東京 都） ・専門試験	〔行政〕 10月7日、8日 庁内会議室・ビジョンセ ンター浜松町（東京都） ・面接試験 〔土木、農政〕 6月18日 佐賀大学・ビジョンセン ター浜松町（東京都） ・論文試験（1次試験日 に実施） 7月8日 庁内会議室・ビジョンセ ンター浜松町（東京都） ・面接試験 〔3次試験〕 〔行政〕 10月29日 ホテルマリターレ創世 佐賀・ビジョンセンター 浜松町（東京都） ・論文試験 11月3日、4日、5日 庁内会議室 ・面接試験 〔土木、農政〕 8月5日 庁内会議室 ・面接試験	〔行政〕 11月27日 〔土木、 農政〕 8月18日
	民間企業等職務経験者 〔社会人経験 枠〕 行政 教育行政	昭和46年4月2 日以降に生まれ た人	7月3日 ～8月18 日	アピールシー トによる書類 選考	9月30日 庁内会議室 ・面接試験 10月1日 庁内会議室 ・論文試験 〔3次試験〕 11月11日 庁内会議室 ・面接試験	11月27日

試験区分	主な受験資格	受付期間	日程・試験内容		最終合格 発表日
			1次試験	2次試験	
短期大学卒業程度	生活指導員 臨床検査技師 〔臨床検査技師〕 臨床検査技師免許の取得者又は令和6年8月31日までに取得見込みの人	8月1日～18日	9月24日 佐賀大学 ・教養試験 ・専門試験	10月13日 庁内会議室 ・論文試験 10月20日、24日 庁内会議室 ・面接試験	11月15日
高等学校卒業程度	行政 教育行政 警察事務 土木 農業 農業土木 林業 平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人 ただし、学校教育法に規定する大学（短大を除く）を卒業した人又は令和6年3月31日までに卒業見込みの人は除く	8月1日～18日	9月24日 佐賀大学 ・教養試験 ・専門試験（土木、農業、農業土木、林業）	10月13日 庁内会議室 ・作文試験 10月20日～27日 庁内会議室 ・面接試験	11月15日

※平成26年度から警察官の採用試験は佐賀県警察本部において実施している。

(2) 令和5年度採用試験の実施状況

試験名	試験区分	採用予定者数 (当初)	申込者数	受験者数 (A)	1次 合格者数	2次 受験者数	最終合格者数 (B)	倍率 (A/B)
大卒程	行政	20	224	150	40	35	20	7.5
	教育行政	6	39	30	12	11	6	5.0
	警察事務	7	19	13	6	4	3	4.3
	心理	2	6	5	5	5	2	2.5
	土木	9	18	9	9	9	9	1.0
	建築	1	5	3	3	2	1	3.0
	農政	4	25	13	12	12	6	2.2
	畜産	2	3	3	3	3	2	1.5
	農業土木	4	6	5	5	5	4	1.3
	林業	2	8	7	4	4	2	3.5
	水産	1	7	7	3	2	1	7.0
	保健師	3	14	14	8	8	3	4.7
	小計	61	374	259	110	100	59	4.4
	特別枠(行政)	29	368	342	126	109	29	11.8
	特別枠(教育行政)	3	44	41	13	13	3	13.7
	特別枠(土木)	5	21	19	16	13	6	3.2
	特別枠(農政)	4	34	33	17	17	5	6.6
	小計	41	467	435	172	152	43	10.1
	スポーツ特別枠(行政)	2	5	5	5	5	2	2.5
	スポーツ特別枠(教育行政)	1	1	4	4	4	1	4.0
	小計	3	6	9	9	9	3	3.0
	民間企業等職務経験者 UJIターン枠(行政)	24	286	286	96	84	29	9.9
	民間企業等職務経験者 UJIターン枠(土木)	1	4	3	1	1	1	3.0
民間企業等職務経験者 UJIターン枠(農政)	2	7	5	5	5	3	1.7	
民間企業等職務経験者 社会人経験枠(行政)	2	88	88	8	7	2	44.0	
民間企業等職務経験者 社会人経験枠(教育行政)	3	64	64	13	12	3	21.3	
小計	32	449	446	123	109	38	11.7	
短卒程	生活指導員	4	3	3	3	3	2	1.5
	臨床検査技師	1	7	6	3	3	1	6.0
	小計	5	10	9	6	6	3	3.0
高卒程	行政	7	92	77	17	16	9	8.6
	教育行政	1	10	10	4	4	1	10.0
	警察事務	6	53	49	44	40	21	2.3
	土木	4	15	14	10	10	7	2.0
	農業	2	7	7	5	4	2	3.5
	農業土木	2	6	6	4	4	3	2.0
	林業	1	1	1	1	1	1	1.0
	小計	23	184	164	85	79	44	3.7
県職員合計		165	1,490	1,322	505	455	190	7.0

※スポーツ特別枠は複数志望制のため、第1次試験以降については第2志望を含んだ人数で集計。

(3) 採用試験の過去の実施状況（令和3～5年度）

項目 試験区分	令和3							令和4						令和5						年度 備考
	申 込 者	受 験 者 (A)	一 次 合 格 者	最 終 合 格 者 (B)	競 争 率 A/B 倍	採 用 者	申 込 者	受 験 者 (A)	一 次 合 格 者	最 終 合 格 者 (B)	競 争 率 A/B 倍	採 用 者	申 込 者	受 験 者 (A)	一 次 合 格 者	最 終 合 格 者 (B)	競 争 率 A/B 倍	採 用 者		
行政	249	171	46	23	7.4	20	291	185	60	30	6.2	19	224	150	40	20	7.5	15	行政	
教育行政	69	51	14	7	7.3	7	46	31	14	7	4.4	4	39	30	12	6	5.0	6	教育行政	
警察事務	25	19	13	6	3.2	5	18	12	5	3	4.0	2	19	13	6	3	4.3	2	警事	
心理	3	1	1	1	1.0	1	9	7	6	2	3.5	2	6	5	5	2	2.5	2	心理	
電気	9	4	3	1	4.0	1													電気	
機械	2	2	2	1	2.0	1													機械	
総合土木																			総合土木	
土木	27	13	13	8	1.6	6	24	19	14	11	1.7	9	18	9	9	9	1.0	5	土木	
建築							6	2	2	1	2.0	1	5	3	3	1	3.0	0	建築	
化学	13	7	7	3	2.3	3	5	3	3	1	3.0	0							化学	
農政	41	33	24	12	2.8	12	29	21	21	13	1.6	11	25	13	12	6	2.2	4	農政	
畜産	4	3	3	1	3.0	1	0	0	0	0	-	0	3	3	3	2	1.5	1	畜産	
農業土木	13	11	8	4	2.8	2	8	6	6	4	1.5	2	6	5	5	4	1.3	3	農業土木	
林業	6	3	2	1	3.0	1	4	1	1	1	1.0	1	8	7	4	2	3.5	1	林業	
水産	8	7	3	1	7.0	1	4	4	3	2	2.0	2	7	7	3	1	7.0	1	水産	
保健師	19	15	11	8	1.9	8	16	16	14	7	2.3	7	14	14	8	3	4.7	3	保健	
管理栄養士																			栄養	
少年補導職員	3	3	3	2	1.5	1													少補	
小計	491	343	153	79	4.3	70	460	307	149	82	3.7	60	374	259	110	59	4.4	43	小計	
特別枠 (行政)	475	450	156	36	12.5	24	547	520	206	48	10.8	25	368	342	126	29	11.8	22	特別枠 行政	
特別枠 (教育行政)	73	73	17	4	18.3	2	45	43	17	4	10.8	3	44	41	13	3	13.7	2	特別枠 教育行政	
特別枠 (土木)													21	19	16	6	3.2	5	特別枠 土木	
特別枠 (農政)													34	33	17	5	6.6	5	特別枠 農政	
小計	548	523	173	40	13.1	26	592	563	223	52	10.8	28	467	435	172	43	10.1	34	小計	
スポーツ特別枠 (行政)	3	3	3	2	1.5	2	5	4	4	2	2.0	2	5	5	5	2	2.5	2	スポーツ 行政	
スポーツ特別枠 (教育行政)	2	2	2	1	2.0	1	1	1	1	1	1.0	1	1	4	4	1	4.0	1	スポーツ 教育行政	
小計	5	5	5	3	1.7	3	6	5	5	3	1.7	3	6	9	9	3	3.0	3	小計	
民間企業経験者 (UJIターン枠・行政)	426	426	119	29	14.7	23	323	323	152	38	8.5	32	286	286	96	29	9.9	26	UJI 行政	
民間企業経験者 (UJIターン枠・総合土木)																			UJI 総合土木	
民間企業経験者 (UJIターン枠・土木)	7	6	4	1	6.0	0	0	0	0	0	-	0	4	3	1	1	3.0	1	UJI 土木	
民間企業経験者 (UJIターン枠・建築)																			UJI 建築	
民間企業経験者 (UJIターン枠・農政)	4	3	3	2	1.5	2	8	5	4	2	2.5	2	7	5	5	3	1.7	3	UJI 農政	
民間企業経験者 (社会人経験枠・行政)	116	116	8	2	58.0	1	96	96	10	4	24.0	3	88	88	8	2	44.0	2	社会人 行政	
民間企業経験者 (社会人経験枠・教育行政)	48	48	13	3	16.0	3	58	58	12	3	19.3	3	64	64	13	3	21.3	3	社会人 教育行政	
小計	601	599	147	37	16.2	29	485	482	178	47	10.3	40	449	446	123	38	11.7	35	小計	
大卒合計	1,645	1,470	478	159	9.2	128	1,543	1,357	555	184	7.4	131	1,296	1,149	414	143	8.0	115	大卒計	

年度	項目 試験区分	令和3					令和4					令和5					年度				
		申 込 者	受 験 者 (A)	一 次 合 格 者	最 終 合 格 者 (B)	競 争 率 A/B 倍	採 用 者	申 込 者	受 験 者 (A)	一 次 合 格 者	最 終 合 格 者 (B)	競 争 率 A/B 倍	採 用 者	申 込 者	受 験 者 (A)	一 次 合 格 者		最 終 合 格 者 (B)	競 争 率 A/B 倍	採 用 者	備考
短大卒業程度	臨床検査技師	7	5	3	2	2.5	2	3	2	2	1	2.0	1	7	6	3	1	6.0	1	臨検	
	生活指導員	10	9	5	5	1.8	2	5	4	2	1	4.0	1	3	3	3	2	1.5	2	生指	
	短大卒計	17	14	8	7	2.0	4	8	6	4	2	3.0	2	10	9	6	3	3.0	3	短卒計	
高校卒業程度	行政	104	93	24	10	9.3	8	137	117	22	15	7.8	11	92	77	17	9	8.6	7	行政	
	教育行政	21	20	5	2	10.0	2	24	21	7	2	10.5	1	10	10	4	1	10.0	1	教育行政	
	警察事務	51	45	12	5	9.0	4							53	49	44	21	2.3	14	警事	
	電気	7	6	3	1	6.0	1													電気	
	総合土木																				総土
	土木	15	14	9	5	2.8	3	15	14	12	6	2.3	3	15	14	10	7	2.0	6	土木	
	建築																				建築
	農業	12	10	9	4	2.5	4	10	9	5	2	4.5	2	7	7	5	2	3.5	2	農業	
	農業土木	9	7	7	4	1.8	4	6	6	6	3	2.0	3	6	6	4	3	2.0	3	農業土木	
	林業	8	5	3	3	1.7	3	6	5	4	3	1.7	3	1	1	1	1	1.0	1	林業	
	小計	227	200	72	34	5.9	29	198	172	56	31	5.5	23	184	164	85	44	3.7	34	小計	
	任期付職員 (行政)	25	18	14	8	2.3	7	25	15	14	9	1.7	8								任期付 行政
	任期付職員 (行政) 追加募集							16	11	10	8	1.4	7								任期付 追加
小計	25	18	14	8	2.3	7	41	26	24	17	1.5	15							0	小計	
高卒計	252	218	86	42	5.2	36	239	198	80	48	4.1	38	184	164	85	44	3.7	34	高卒計		
県職員計	1,914	1,702	572	208	8.2	168	1,790	1,561	639	234	6.7	171	1,490	1,322	505	190	7.0	152	県計		

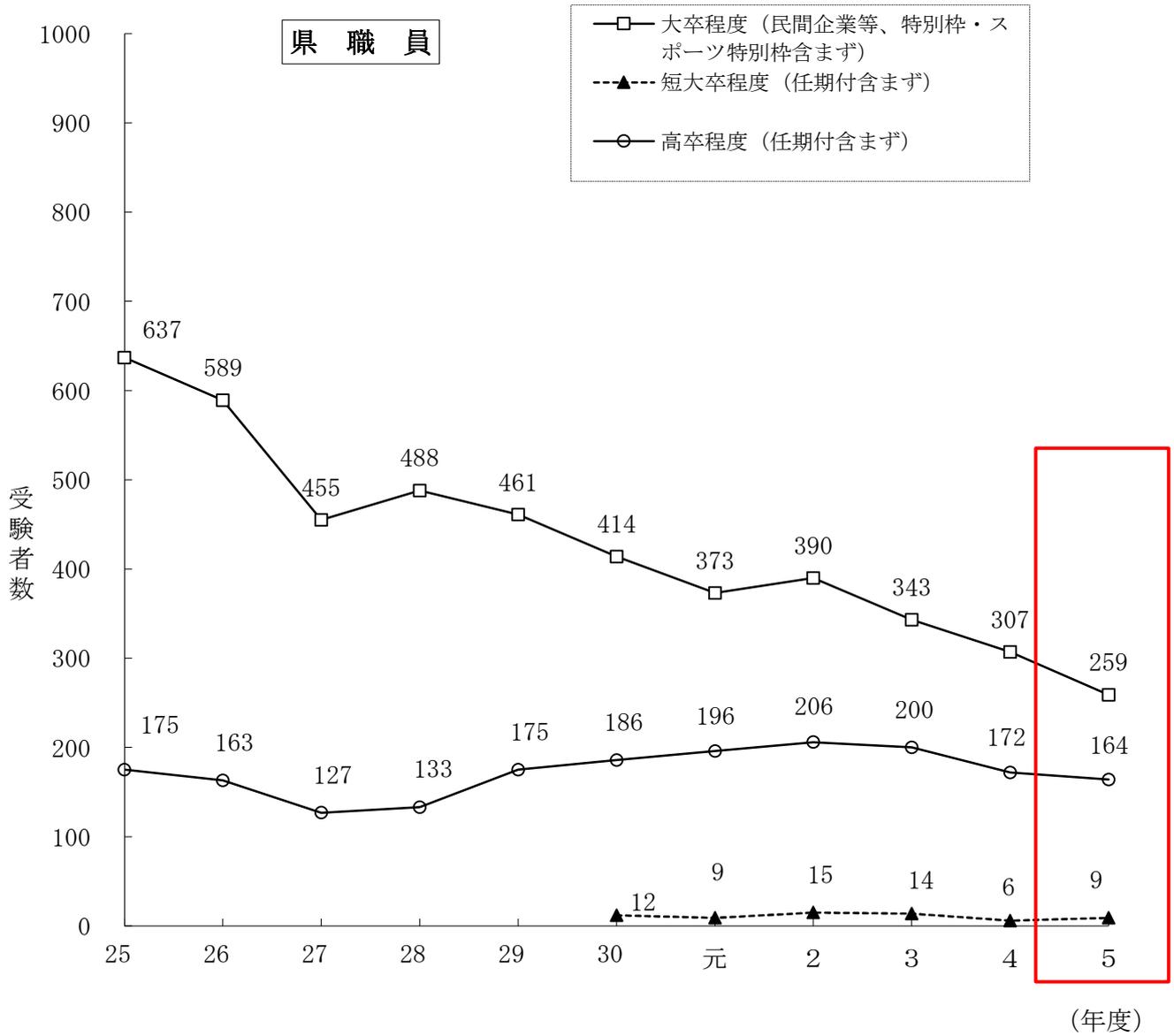
※平成26年度から、警察官の採用試験は佐賀県警察本部において実施している

※令和2年度の民間企業等職務経験者（UJIターン枠・行政）は、係長級と主事級の合算値

※令和3年度の民間企業等職務経験者（UJIターン枠・行政）は、主査と主事の合算値

(4) 受験者数の推移 (平成25～令和5年度)

(人)



2 採用選考

地方公務員法において職員の採用は、原則として競争試験によるものとされているが、人事委員会規則で定める場合には、選考によることを妨げないものとされている。これを受け、佐賀県職員の任用に関する規則において、選考による採用を規定している。

選考は、必要に応じ筆記試験、実地試験のほか、当該選考に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該選考に係る職についての適性を客観的に判定する方法により行っている。

〔採用選考職〕

●特殊の免許、資格を必要とする職

【医療関係職】

医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、診療放射線技師、助産師、看護師、准看護師、
歯科衛生士、理学療法士、作業療法士

【船舶関係職】

船長、機関長、通信長、航海士、機関士、通信士

【その他】

職業訓練指導員、航空整備士、回転翼航空機操縦士

●特殊の知識、経験、能力を必要とする職

教授、助教授、研究員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、消防教官、学芸員、
文化財保護主事、職業指導員、臨床心理士、情報技術職員、サイバー犯罪捜査官、
財務捜査官、物理

●障害者をもって充てる職

なお、令和5年度の採用選考合格者数（国、他県職員等から本県職員になる場合の採用選考を含む。）は、次表のとおりである。

(1) 採用選考の状況 ((2)を除く)

該当条項	任用規則第10条の6 第1項															小計			計
	1号			3号			5号			9号			10号			知事	教委	警察	
任用等級	知事	教委	警察	知事	教委	警察	知事	教委	警察	知事	教委	警察	知事	教委	警察	知事	教委	警察	
部長級																0	0	0	0
副部長級	1															1	0	0	1
課長級														3		0	3	0	3
副課長級													1	3		1	3	0	4
係長級	1		1										16	2		17	2	1	20
主査級																0	0	0	0
主事級	2												26			28	0	0	28
警視級						2										0	0	2	2
警部級						5										0	0	5	5
警部補級						5										0	0	5	5
巡査部長級						1			1							0	0	2	2
巡査級																0	0	0	0
会計年度任用職員										1,024	142	65				1,024	142	65	1,231
合計	4	0	1	0	0	13	0	0	1	1,024	142	65	43	8	0	1,071	150	80	1,301

- ※1号 国等からの採用
- 3号 他県からの警察官の採用
- 5号 かつて職員であった者の採用
- 9号 会計年度任用職員としての採用(学校、議会事務局、各委員会事務局を除く)
- 10号 競争試験によることが不適當な職への採用

(2) 障害者を対象とする採用選考の状況

【1回目】

- ・第1次選考 令和5年6月25日(日) 教養試験、論作文試験
 申込者20名 受験者20名 第1次選考合格者16名

【2回目】

- ・第1次選考 令和5年10月22日(日) 教養試験、論作文試験
 申込者13名 受験者12名 第1次選考合格者10名

【3回目】

- ・第1次選考 令和6年2月18日(日) 教養試験、論作文試験
 申込者9名 受験者7名 第1次選考合格者4名

※平成26年度から第2次選考以降は任命権者において実施している

※参考 第2次選考(面接試験)

- 【1回目】 受験者16名 最終合格者5名
- 【2回目】 受験者10名 最終合格者3名
- 【3回目】 受験者4名 最終合格者0名

3 昇任選考

平成 28 年度から、昇任は任命権者において実施している。

4 転任協議

職員を現在任用されている職から、給料表の適用又は試験区分若しくは採用選考の職種を異にする職に任用する場合は、あらかじめ人事委員会に協議を要することとしていたが、令和 2 年 2 月 28 日から人事委員会への協議は不要とした。

5 公益的法人等への職員派遣

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則において派遣先団体の指定を行っている。

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

(1) 在職派遣の状況

区分	在職派遣 (条例 (※) 第 2 条第 1 項)				計
	1 号 [一般社団法人、 一般財団法人]	2 号 [一般地方独 立行政法人]	3 号 [政令指 定法人]	4 号 [その他 法人]	
団体数	6	1	9	4	20

(2) 退職派遣の状況

区分	退職派遣 (条例 (※) 第 11 条第 1 項)		計
	1 号 [県出資 25%以上法人]	2 号 [県の事務と密接に関連した法人]	
法人数	0	0	0

※公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例

6 任期付職員採用

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第 2 条に基づく任期付職員の採用について、採用の承認、任期の更新の承認を行っている。

7 任用関係規則の改正状況

次表のとおり任用関係規則の改正を行った。

規則 番号	公 布 年月日	施行又は 適用年月日	規 則 名	概 要
1	R6.1.31	R6.2.1	公益的法人等への佐賀県職員 の派遣等に関する規則の一部を 改正する規則	公益的法人等への佐賀県職員 の派遣等に関する条例の規定 により派遣される職員の派遣 先となる団体について、追加 を行った。
4	R6.3.15	R6.3.15	佐賀県職員の任用に 関する規則の一部を 改正する規則	警察事務職員の採用試験区 分を警察事務から警察行政へ 改正を行った。
19	R6.3.29	R6.4.1	公益的法人等への佐賀県職員 の派遣等に関する規則の一部を 改正する規則	公益的法人等への佐賀県職員 の派遣等に関する条例の規定 により派遣される職員の派遣 先となる団体について、追加 を行った。

IV 給 与 事 務

職員の給与を検討するため、令和5年4月現在の民間給与の実態、国及び他の都道府県職員との給与比較並びに物価及び生計費の状況等について調査研究を行った結果、令和5年10月19日、県議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告を行った。

1 職員の給与等に関する報告（給与について）

(1) 職員の給与等

令和5年4月における在職者は12,531人である。これら職員の平均年齢は41.6歳、男女別構成は男性57.1%、女性42.9%、学歴別構成は大学卒83.8%、短大卒4.4%、高校卒11.8%となっている。

このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用を受ける職員の状況は、次のとおりである。

【行政職給料表適用職員の状況】

項 目		年 月	
		令和5年4月	(参考) 令和4年4月
職 員 数		3,641人	3,563人
平 均 年 齢		41.3歳	41.5歳
平均経験年数		19.0年	19.2年
学歴別構成比	大 学 卒	76.6 %	76.1 %
	短 大 卒	2.9 %	2.8 %
	高 校 卒	20.5 %	21.0 %
男女別構成比	男 性	64.8 %	65.9 %
	女 性	35.2 %	34.1 %

また、令和5年4月現在における給与（基準内給与）の平均月額は、次のとおりである。

給与区分 職種	給料月額	給料の 調整額	教 職 調整額	扶養手当	地域手当	計
行政職	319,009 円	674 円	— 円	8,867 円	462 円	329,012 円
全職員	335,973 円	1,577 円	6,744 円	9,005 円	199 円	353,498 円

(2) 職員の給与と民間給与との比較

ア 月例給

職員にあっては行政職、民間にあってはこれに相当する職種（事務・技術関係）の職務に従事する者について、単純な給与の平均値によるのではなく、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢の条件を同じくすると認められる者同士の令和5年4月分の諸手当を含む給与額を対比させるラスパイレース方式により、精密に比較を行った。

その結果、次表に示すとおり、職員の給与が民間の給与を1人当たり平均3,745円（1.08%）下回っていた。

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A-B)
348,946 円	345,201 円	3,745円 (1.08%)

イ 特別給

令和4年8月から令和5年7月までの1年間において、民間事業所で支給された賞与等の特別給は、所定内給与月額の4.50月分に相当している。

(3) 国家公務員との給与水準の比較

総務省の令和4年地方公務員給与実態調査（令和4年4月1日現在）によると、国家公務員（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員）の平均俸給月額を100とし、これに相当する職員の職員構成を国の学歴別、経験年数別職員構成と同一であるものとして算出した指数（ラスパイレス指数）は、99.9となっており、令和3年の99.9と同値であった。

(4) 職員の給与の改定方針

① 月例給

令和5年4月時点で、職員給与が民間給与を3,745円（1.08%）下回っていることから、民間給与との較差を解消するため、基本的な給与である給料の引上げ改定を行う。

また、この改定は、令和5年4月時点の比較に基づいて職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する。

(行政職給料表)

民間給与との比較を行っている行政職給料表については、職員の初任給が民間の初任給を下回っていることや人材確保の観点等を踏まえ、大卒程度試験に係る初任給について11,000円（5.9%）、高卒程度試験に係る初任給について12,000円（7.8%）、それぞれ引き上げ、初任給以外の号給については、若年層に重点を置き、初任給から改定率をなだらかに逡減させる形で公民較差の範囲内で引上げ改定を行う。

その結果、1級、2級、3級及び4級の平均改定率はそれぞれ5.5%、3.5%、1.6%、0.4%となり、5級から7級は0.3%、8級以上は0.2%となる。

(行政職給料表以外の給料表)

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に引上げ改定を行う。なお、医療職給料表（一）については、国の俸給表に準じて改定を行う。

② 特別給

職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数（4.40月）が、民間の直近1年間（令和4年8月～令和5年7月）の特別給の支給割合（4.50月）を下回っていたことから、支給月数を0.10月分引き上げ、年間4.50月分とする。

支給月数の引上げ分は、人事院勧告の内容を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分する。

なお、令和5年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引上げ、令和6年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう定める。

また、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当並びに特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げる。

③ 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当は、医療職給料表（一）の改定と合わせて国に準じて支給額の改定を行ってきており、今回も同様の考え方で所要の改定を行う。

なお、実施時期についても給料表の改定に合わせ令和5年4月に遡及する。

（5）今後の給与制度について

ア 会計年度任用職員の勤勉手当について

地方自治法が改正され、令和6年4月1日から会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となったことから、改正法の趣旨を踏まえ、勤勉手当の支給について検討を進めていく必要がある。

イ 今後の給与制度について

人事院は、公務員人事管理に関する報告の中で、給与制度のアップデートについて令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案を示した。

俸給表については、新卒初任給の引上げや俸給体系をより職責重視に見直すことなどが検討され、また、諸手当については、地域手当の大きくくり化、扶養手当の見直し、定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大など、様々な見直しが検討されている。

本県の給与制度（給料表の構造や諸手当の種類・内容等）は、国に準じることを基本としているため、今後の人事院の検討状況を注視するとともに、他都道府県の動向を踏まえ、本県の実情に照らして検討を行っていく。

（6）給与勧告実施の要請

地方公務員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務するという特殊性を有することから、労働基本権が制約されており、人事委員会の勧告制度は、その代償措置の一つとして、これまで重要な役割を担ってきたところである。

近年、災害対応や防疫対策といった予測しがたい事態への対応など行政需要が増大し、複雑化する中、効率的で質の高い行政サービスを提供するため、個々の職員は高い士気と責任感を持って困難な職務に立ち向かうことが強く求められている。

こうした職員に対して適正な給与を支給することは、職員の努力や実績に報いるとともに、組織活力の向上等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

本委員会では、職員の給与決定の考え方として、給与制度（給料表の構造や手当の種類・内容等）は、公務としての近似性・類似性を重視して国家公務員及び他の都道府県の給与制度との均衡を基本とし、給与水準は、国家公務員及び他の都道府県の状況、生計費等を考慮しつつ、地域における人材の確保や県民の理解という観点から、地域の民間の給与の水準との均衡を図ることを基本としている。

令和5年の勧告は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内民間事業所の状況等を踏まえ、月例給、特別給ともに引上げを行うことが必要と判断した。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度の意義や役割に御理解をいただき、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

(参考1)

最近の給与勧告と実施状況

年 度	本 県						国					
	人事委員会勧告			実施内容			人事院勧告			実施内容		
	勧告日	公民較差 (較差額)	改定率 (改定額)	実施 時期	実施率	実施 時期	勧告日	官民較差 (較差額)	改定率	実施 時期	実施率	実施 時期
24	10.12	△0.03 (△131)	— (—)	—	—	—	8.8	△0.07 (△273) 7.67 (28,610)	—	—	—	—
25	10.11	△0.08 (△286) 8.04 (27,413)	— (—)	—	—	—	8.8	0.02 (76) 7.78 (29,282)	—	—	—	—
26	10.11	0.23 (831)	0.25 (918)	4.1	勧告 どおり	勧告 どおり	8.7	0.27 (1,090)	0.3	4.1	勧告 どおり	勧告 どおり
27	10.8	0.22 (801)	0.21 (774)	4.1	勧告 どおり	勧告 どおり	8.6	0.36 (1,469)	0.4	4.1	勧告 どおり	勧告 どおり
28	10.11	△0.06 (△237)	△0.065 (△217)	12.1	勧告 どおり	勧告 どおり	8.8	0.17 (708)	0.2	4.1	勧告 どおり	勧告 どおり
29	10.6	0.04 (151)	— (—)	—	—	—	8.8	0.15 (631)	0.2	4.1	勧告 どおり	勧告 どおり
30	10.10	0.12 (416)	0.14 (415)	4.1	勧告 どおり	勧告 どおり	8.10	0.16 (655)	0.2	4.1	勧告 どおり	勧告 どおり
元	10.8	0.03 (97)	0.03 (97)	4.1	勧告 どおり	勧告 どおり	8.7	0.09 (387)	0.1	4.1	勧告 どおり	勧告 どおり
2	12.23	△0.01 (△43)	— (—)	—	—	—	10.28	△0.04 (△164)	—	—	—	—
3	10.15	△0.01 (△20)	— (—)	—	—	—	8.10	0.00 (△19)	—	—	—	—
4	10.11	0.24 (834)	0.24 (834)	4.1	勧告 どおり	勧告 どおり	8.8	0.23 (921)	0.3	4.1	勧告 どおり	勧告 どおり
5	10.19	1.08 (3,745)	1.08 (3,745)	4.1	勧告 どおり	勧告 どおり	8.7	0.96 (3,869)	1.1	4.1	勧告 どおり	勧告 どおり

(注) 平成 25 年度の県の公民較差及び平成 24 年度から平成 25 年度までの国の官民較差は上段が特例条例 (法) による給与減額措置前、下段が特例条例 (法) による減額措置後の職員給与によるもの。(平成 25 年度の県は、7 月からの特例条例による給与減額措置が 4 月に実施されたと仮定した場合のもの。)

(参考2)

給料表別職員数推移

(各年4月1日現在)

年度 給料表	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
全	人 12,394	人 12,424	人 12,331	人 12,311	人 12,332	人 12,364	人 12,444	人 12,449	人 12,434	人 12,531
行政	3,335	3,368	3,343	3,356	3,416	3,435	3,490	3,510	3,563	3,641
公安	1,622	1,643	1,646	1,674	1,673	1,674	1,664	1,663	1,646	1,675
研究	158	159	155	156	158	165	164	159	159	156
医(一)	6	7	8	7	7	8	8	8	7	7
医(二)	196	193	189	180	176	180	185	178	228	237
医(三)	88	81	87	83	83	81	75	72	-	-
高校	2,328	2,327	2,298	2,264	2,259	2,261	2,262	2,238	2,211	2,188
中・小	4,661	4,646	4,605	4,591	4,560	4,560	4,596	4,621	4,620	4,627

(参考3)

職員の平均年齢及び学歴別・男女別人員構成比

(令和5年4月1日現在)

区分 給料表	平均年齢 (歳)	学歴別人員構成比				男女別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全	41.6	83.8%	4.4%	11.8%	0.0%	57.1%	42.9%
行政	41.3	76.6	2.9	20.5		64.8	35.2
公安	37.5	54.1	4.8	41.1	0.1	88.4	11.6
研究	42.2	97.4	1.3	1.3		85.3	14.7
医(一)	51.6	100.0				100.0	
医(二)	41.3	91.6	8.4			32.1	67.9
高校	45.2	93.5	4.4	2.1		53.4	46.6
中・小	41.7	94.8	5.2			41.8	58.2

(注1) 平均年齢及び構成比は、小数点以下第2位を四捨五入している。

(注2) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

2 職員の給与等に関する報告（公務運営について）

（1）人材の確保・育成

ア 人材の確保・育成

本委員会では、任命権者が求める人物像に合った多彩で優秀な人材を確保するため、採用試験制度の多様化等に取り組んできた。

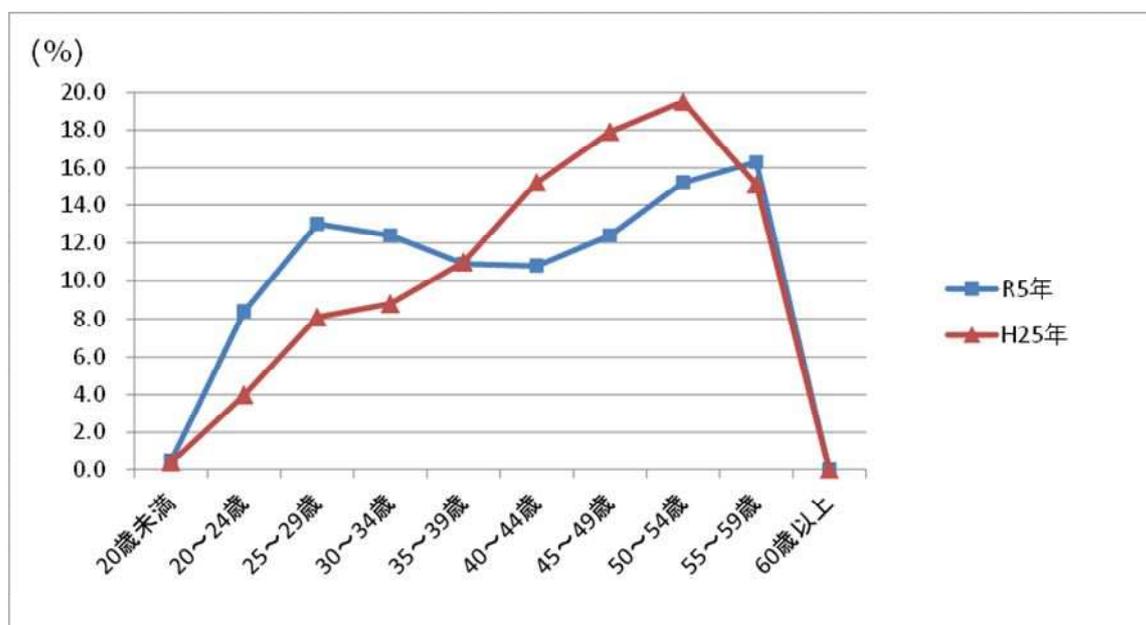
現在、本県においては、50歳以上の職員が全体の32%を占め、当分の間、多くの職員が定年を迎えることとなることから、新たな職員の確保が不可欠である。また、若年層人口の減少や、民間企業における採用活動の活発化、国や他の地方公共団体との競合などを考えると、職員の採用を取り巻く環境はますます厳しくなっていくことが予想される。

そのため、試験制度の更なる多様化など、人材の確保に必要な取組を推進していく必要がある。特に、技術系職種の受験倍率は、依然として低倍率で推移している。これは、受験者数の減少が大きな要因であることから、令和5年度から特別枠試験に土木と農政の試験区分を追加した。また、こうした取組に加え、技術系職種を希望する学生等に本県の取組や職務の魅力を効果的に発信していく必要がある。

これまで、任命権者が行うインターンシップ制度のほか、本委員会では、任命権者と連携しながら、職員採用サイトの作成、事務系・技術系職員別のセミナーの開催や大学訪問、民間主催の各種就職セミナー等を活用した情報発信など、募集・広報活動に取り組んできた。

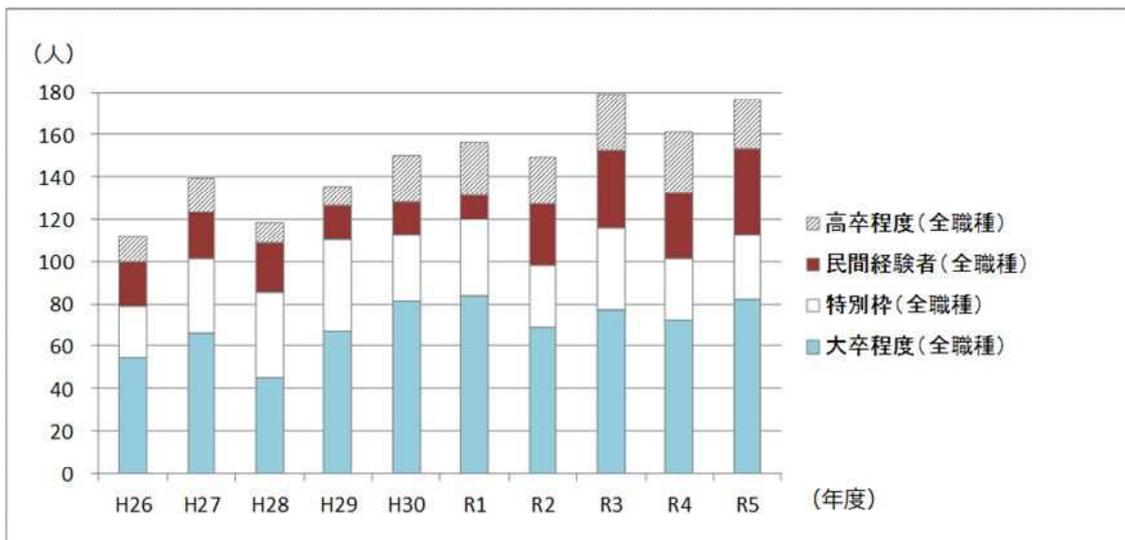
本県への受験意欲がより高まるよう、引き続き、職員採用サイトの充実など様々な工夫を重ねながら、任命権者と連携し、募集・広報活動に積極的に取り組んでいく。

図表1 年齢別職員構成（各年4月1日現在）
構成比

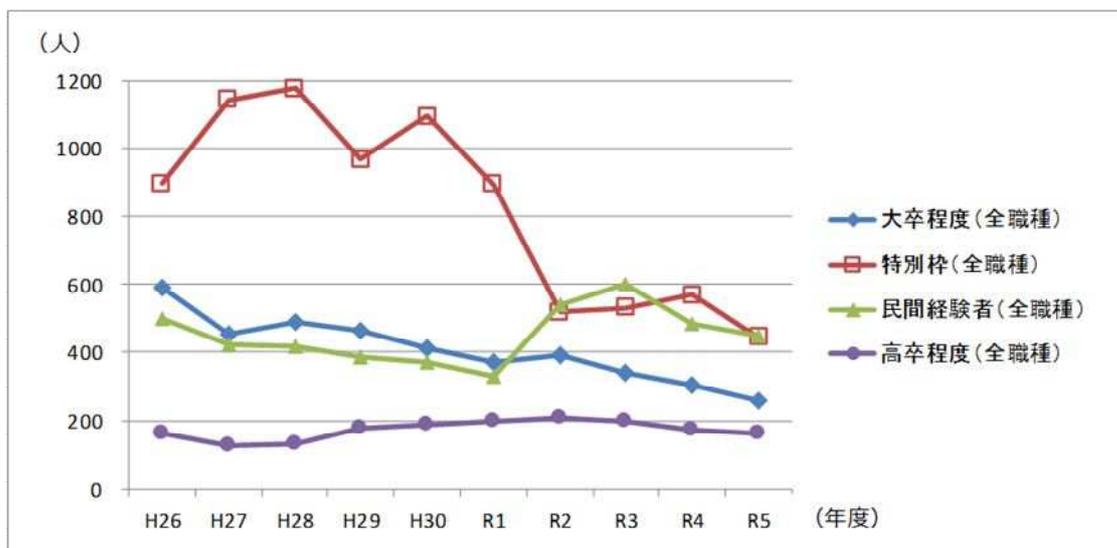


区分	20歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	計
	未満	24歳	29歳	34歳	39歳	44歳	49歳	54歳	59歳	以上	
平成25年	51	502	1,005	1,093	1,363	1,893	2,223	2,428	1,871	1	12,430
令和5年	65	1,049	1,632	1,559	1,365	1,350	1,559	1,904	2,047	1	12,531

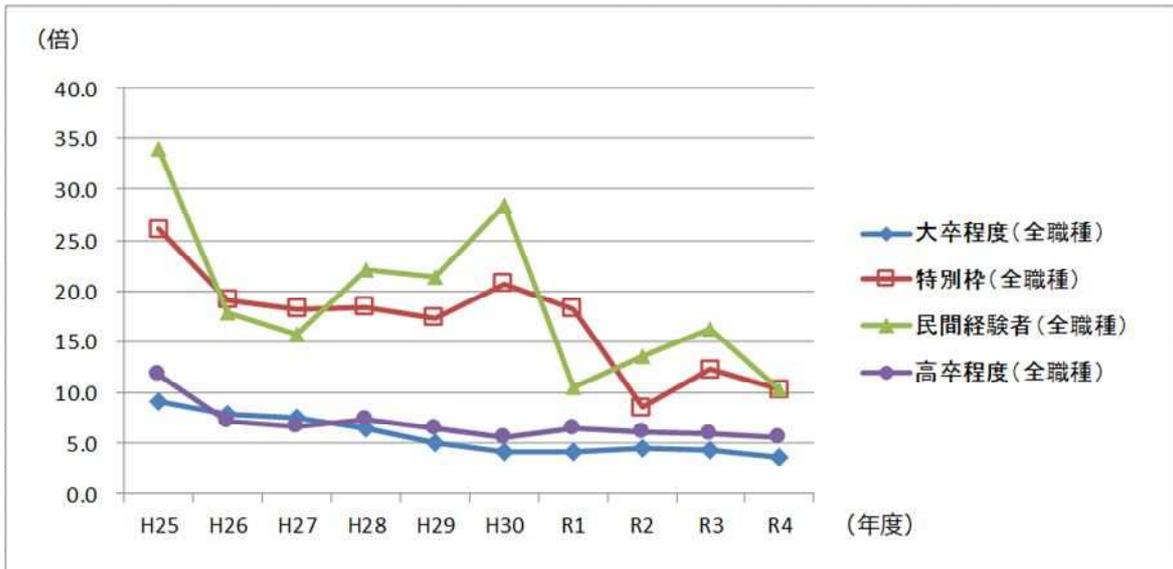
図表2 試験別採用者数の推移（各年4月1日採用分）



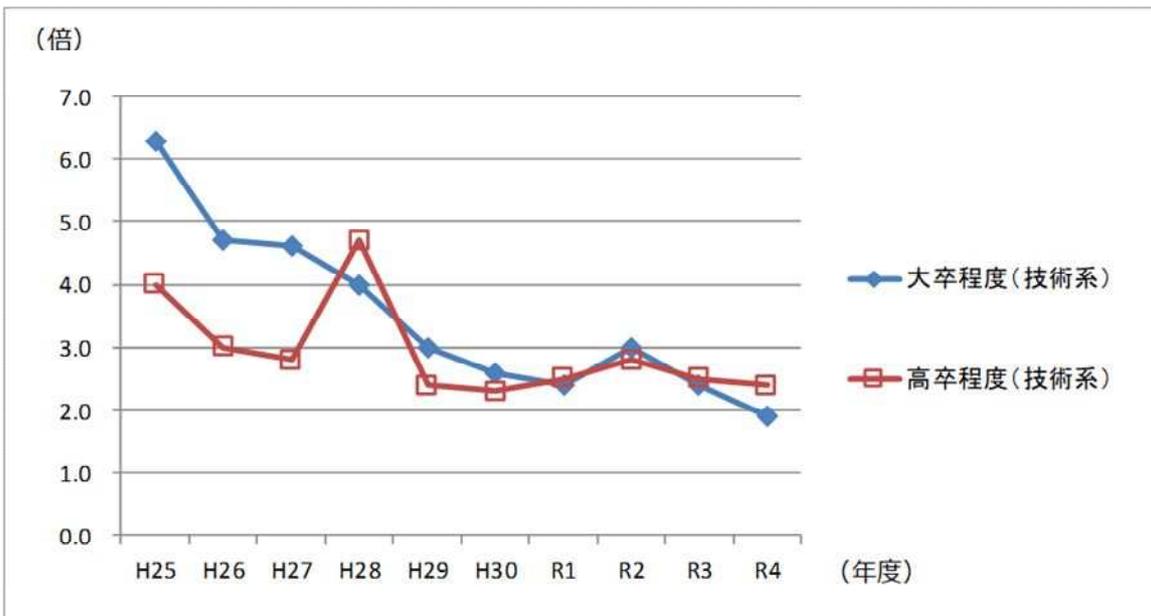
図表3 試験別受験者数の推移



図表4 試験別合格倍率の推移



図表5 技術系職種の合格倍率の推移



(注) 技術系職種とは、心理、土木、建築、化学、農政、林業、水産、保健師などをいう。

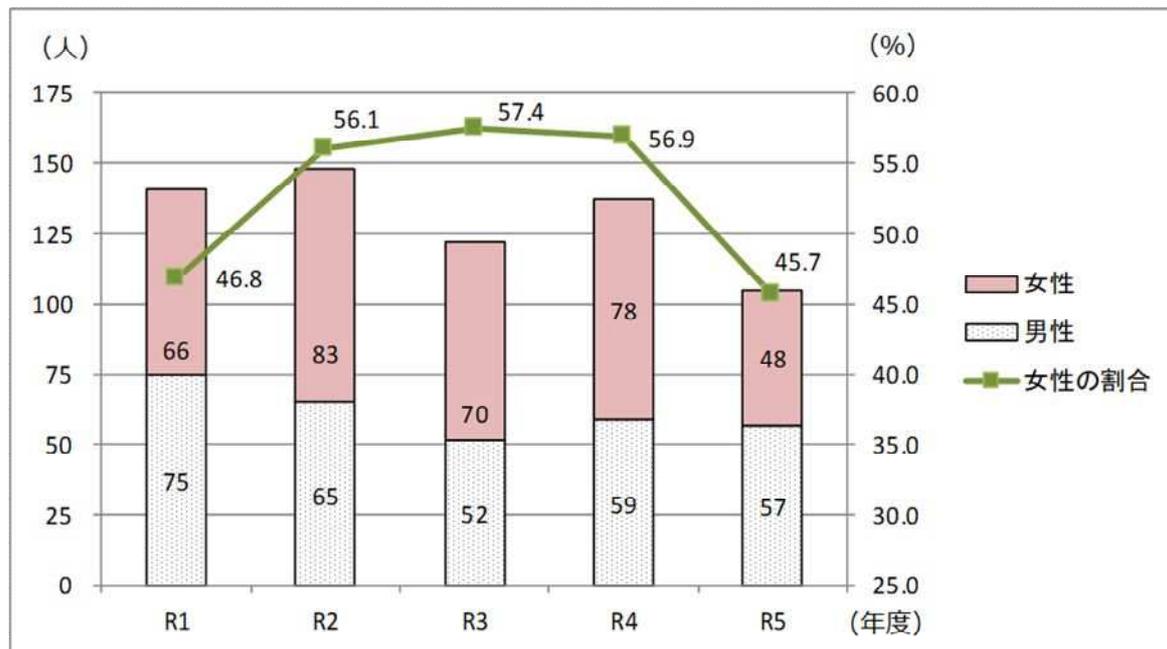
また、限られた経営資源（人員・財源）の中で、社会経済情勢の変化や多様化する県民ニーズ、複雑化・高度化する行政課題や危機事象等に、組織として適切に対応し、より水準の高い行政サービスを提供していくためには、人材の育成も重要である。

このため、任命権者においては、人材育成の方針等に基づき、求められる人材を効果的に育成していくための諸施策を実施する必要がある。具体的には、これまでも取り組んできたキャリア開発や、各職位に求められる姿勢や能力を適切な時期に習得させるための研修（能力育成期の研修や各階層の政策形成やマネジメント等に必要な研修）の更なる推進とともに、職場研修（OJT）の充実・強化や人事評価の適切な運用などを図りながら、引き続き、長期的な視点で人材の育成に努めることが求められている。

イ 女性職員の登用

近年、本県の大学卒業程度試験及び特別枠試験の最終合格者に占める女性の割合は、5割前後で推移しており、令和5年4月における職員に占める女性職員の割合は42.9%となっている。

図表6 大学卒業程度試験及び特別枠試験の最終合格者に占める女性の割合の推移

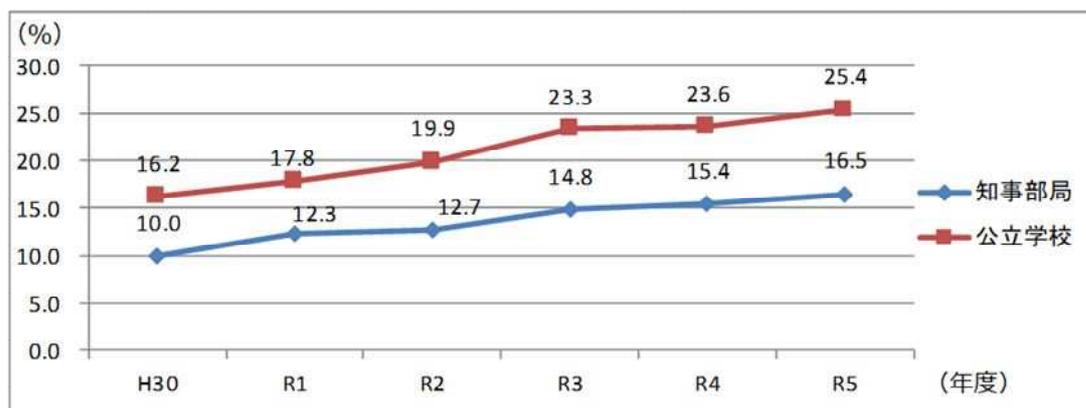


また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づき策定された「佐賀県特定事業主行動計画」及び「佐賀県公立学校特定事業主行動計画」において、管理職に占める女性職員の割合に係る数値目標はこれまで段階的に引き上げられ、現計画では、令和7年度までに知事部局は16%以上、教育委員会（公立学校）は25%以上と設定されている。

任命権者においては、現在、女性職員向けのキャリア形成やリーダー育成のための研修会の開催、管理職研修における多様な職員のキャリア形成支援のスキル等の習得などに取り組んでおり、令和5年4月現在の管理職に占める女性職員の割合（速報値）は、知事部局は16.5%、教育委員会（公立学校）は25.4%と、それぞれ前倒しで目標が達成されている。

今後も引き続き、性別にかかわらず職員の能力が十分に発揮されるよう、キャリア形成の支援や働きやすい職場環境の充実・強化に努めながら、計画的な女性職員の登用を進めていく必要がある。

図表7 管理職に占める女性職員の割合の推移



ウ 定年の引上げ

令和5年4月から職員の定年が段階的に65歳まで引き上げられ、役職定年制が導入される中、任命権者においては、高齢期職員（60歳以上の職員）が、これまで培った豊富な知識や経験を十分に発揮できるよう、その役割を明確化し、期待される役割を本人が理解して、モチベーションを維持しながら勤務できる環境を整備していく必要がある。

エ 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価については、職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等に適切に反映するとともに、人材育成にも活用していく必要がある。

このため、人事評価制度の客観性、公平性、透明性及び信頼性を確保し、職員の納得感を高めていくことが極めて重要であり、任命権者においては、今後も、継続的な検証を行い、その実情に応じて随時見直し、改善を図っていくことが求められる。

(2) 勤務環境の整備

ア 長時間勤務の縮減及び年次休暇の取得促進

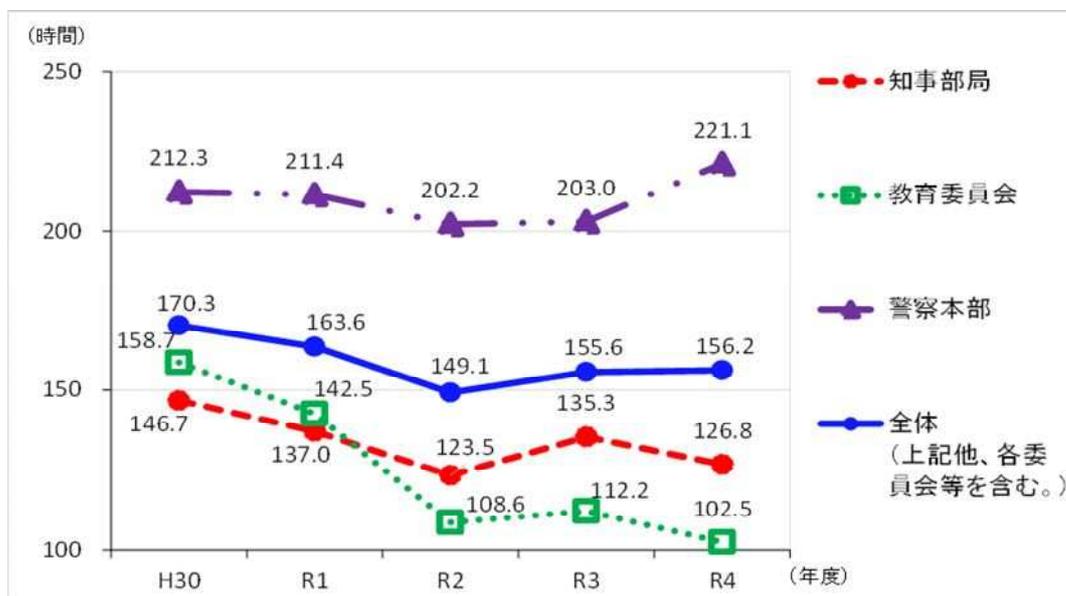
(ア) 時間外勤務等の縮減（教育職員を除く。）

恒常的な長時間の勤務は、職員の健康及び福祉の確保、勤務意欲の維持に関わるものであり、人材の確保や行政組織の活力の維持に悪影響を及ぼすことから、本委員会は、従来から、時間外勤務及び休日勤務（以下「時間外勤務等」という。）の縮減の必要性を指摘してきた。

時間外勤務等の縮減については、任命権者においても、これまで様々な取組が講じられてきたところであり、条例及び人事委員会規則等に基づき、勤務時間の管理が行われているところである。

しかしながら、令和4年度の職員一人当たりの年間の時間外勤務等の時間数の状況を見ると、知事部局及び教育委員会においては減少しているものの、警察本部においては、サイバー犯罪等における捜査範囲の広域化などを理由に増加しており、全体では156.2時間（令和3年度155.6時間）と微増している（図表8参照）。

図表8 職員一人当たりの年間の時間外勤務等の時間数の推移



※会計年度任用職員を除く(以下図表において同じ)

また、令和4年度、通常業務等（大規模災害等業務及び臨時的な業務を除く）で時間外勤務等時間の上限を超えた職員数の状況を見ると、教育委員会では2人（令和3年度5人）と減少しているが、知事部局では19人（令和3年度19人）と変わらず、警察本部では19人（令和3年度8人）と増加している。

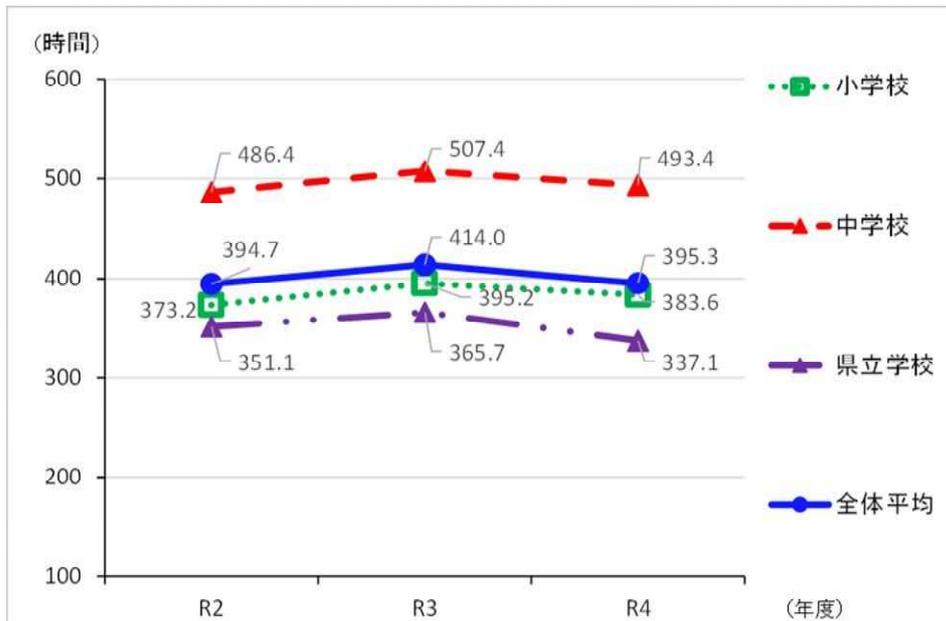
任命権者においては、自らが強力なリーダーシップを発揮し、適正な勤務時間の管理を行うため、管理職員のマネジメント力を強化する必要がある。さらに、組織全体として、業務の削減・合理化に積極的に取り組むとともに、業務量に応じた弾力的な人員配置に努めるなど、引き続き実効性のある時間外勤務等の縮減の取組を推進する必要がある。

(イ) 学校現場における教育職員の長時間勤務の縮減

中央教育審議会においては、令和5年8月、教師を取り巻く環境は危機的状況にあるとし、緊急的に取り組むべき施策について、「学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進」、「学校における働き方改革の実効性の向上等」、「持続可能な勤務環境整備等の支援の充実」の3点を掲げ、各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直し、教職員定数の改善、支援スタッフの配置充実等、具体的な対策を提言している。

県教育委員会においては、教育職員の負担を軽減するため、会議・研修等の縮減や開催方法の見直し、定時退勤推進日や長期休業中の学校閉庁日の設定など、業務改善に取り組まれているものの、令和4年度の教育職員一人当たりの年間の時間外在校等時間数は、全体で395.3時間（小学校383.6時間、中学校493.4時間、県立学校337.1時間）となっている。県立学校を除けば、令和2年度の調査開始以降、年間360時間の上限を超過した状態で推移しており、依然として長時間勤務を行っている教育職員は多い（図表9参照）。

図表9 教育職員1人当たりの年間の時間外在校等時間数の推移



県教育委員会においては、質の高い教育の実践と、教育職員の健康及び福祉を確保していくため、市町教育委員会とも連携し、勤務実態の把握に努めることが必要である。

また、現在実施している取組を検証し、業務分担の見直しや実情に応じた人員配置といった必要な環境を整備するとともに、中央教育審議会の提言を受けた国の対応等も注視しながら、本県

の学校現場における実効性のある多忙化解消に、より積極的かつ主体的に取り組んでいくことが極めて重要である。

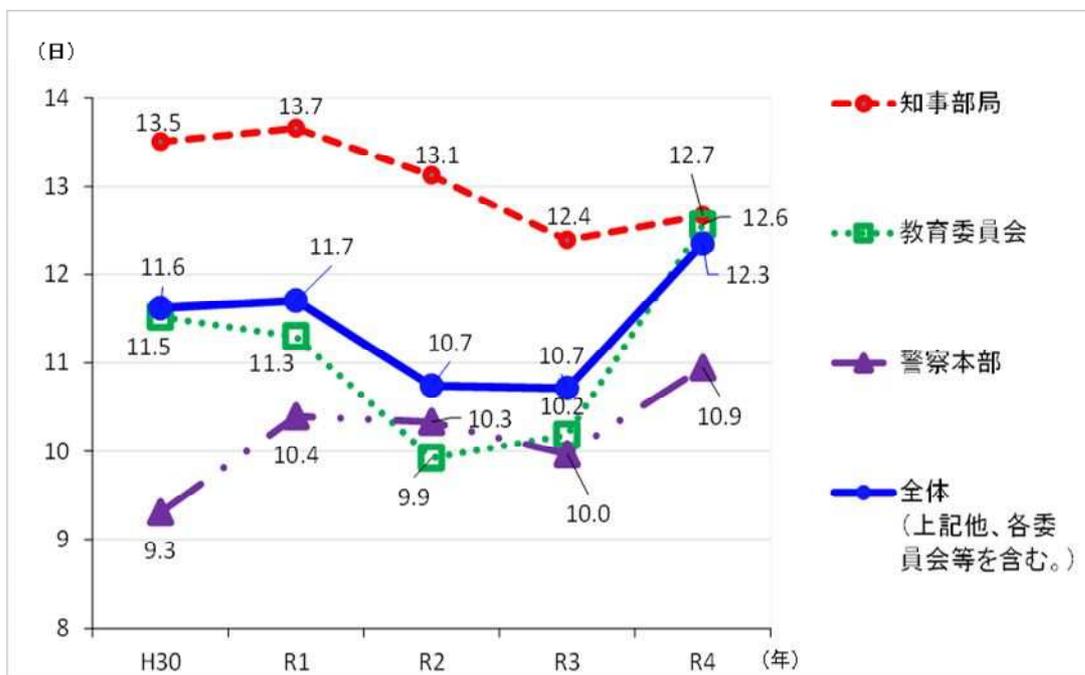
(ウ) 年次休暇の取得促進

特定事業主行動計画の取組目標として、知事部局及び県教育委員会は職員一人当たりの年次休暇の取得日数を年間平均 14 日以上、警察本部は年次休暇の月 1 日以上（年間 14 日以上）の取得を設定している。

令和 4 年の職員一人当たりの年次休暇取得日数は、全体で 12.3 日と過去 5 年で最も多くなったが、目標値である 14 日以上の年次休暇取得は達成されていない（図表 10 参照）。

任命権者においては、職員が年次休暇の取得をためらう要因がないかなども意識しながら、より一層年次休暇を取得しやすい職場環境を整備するとともに、引き続き休日や夏季休暇等と組み合わせた計画的かつ連続的な取得促進に努める必要がある。

図表 10 職員一人当たりの年次休暇取得日数の推移



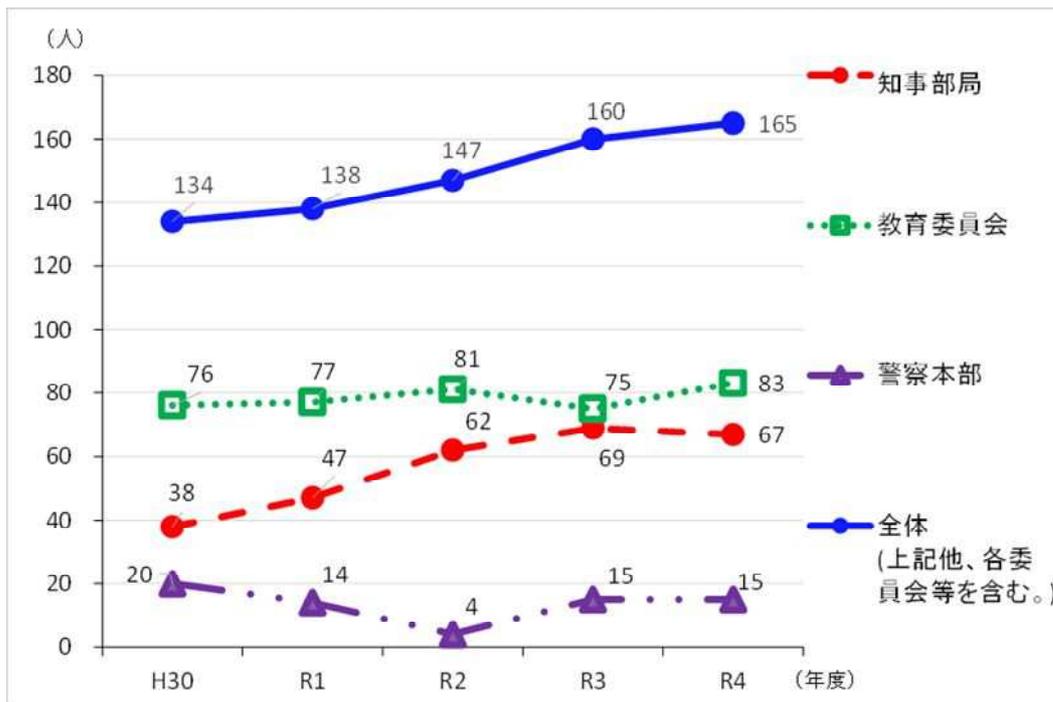
イ 職員の健康管理

職員の心身両面にわたる健康管理については、任命権者において、各種健康診断や健康診断事後指導、カウンセリングなどの様々な取組が実施され、その内容の充実が図られてきた。

しかしながら、令和 4 年度における 30 日以上 of 長期の病気休暇取得者や病気休職者のうち、心の健康の問題を理由とした者は全体で 165 人（全職員の 1.3%）と令和 3 年度に比べ 5 人増加しており、4 年連続の増加となっている（図表 11 参照）。

職員のメンタル不調を未然に防止するため、任命権者においては、引き続き、すべての職員がストレスチェックを受検するよう勧奨を行い、早期にセルフケアを行えるように促すとともに、管理職員によるラインケアやストレスチェックの集団分析結果等を活用した職場環境の改善により一層取り組んでいく必要がある。

図表 11 心の健康の問題を理由とした長期病気休暇取得者・病気休職者の職員数の推移



また、長時間労働との関連性が強いとされている脳・心臓疾患等の発症を予防するため、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）において、事業者には長時間労働者の業務状況に関する産業医への情報提供、長時間労働者への医師による面接指導の実施等が義務付けられている。

任命権者においては、産業医制度の活用、適正な面接指導の実施等により、健康リスクが高い職員を見逃さないようにし、引き続き、職員の健康管理の充実に取り組む必要がある。

令和 5 年 8 月に本県で発生した豚熱の対応では、多くの職員が、昼夜を問わず危険で過酷な状況下で作業を行い、多大なストレスがかかったものと考えられる。心身への影響は一定期間経過後に表れることもあり、任命権者においては、長期的な視点で、防疫作業に従事した職員の心身の状態に十分配慮していく必要がある。

ウ 仕事と家庭の両立支援の推進

職員が仕事と生活の調和を図りながら、公務においても能力を十分に発揮することができるよう、仕事と育児、介護等の両立支援制度及び意識啓発のための取組をより一層推進していくことが重要である。

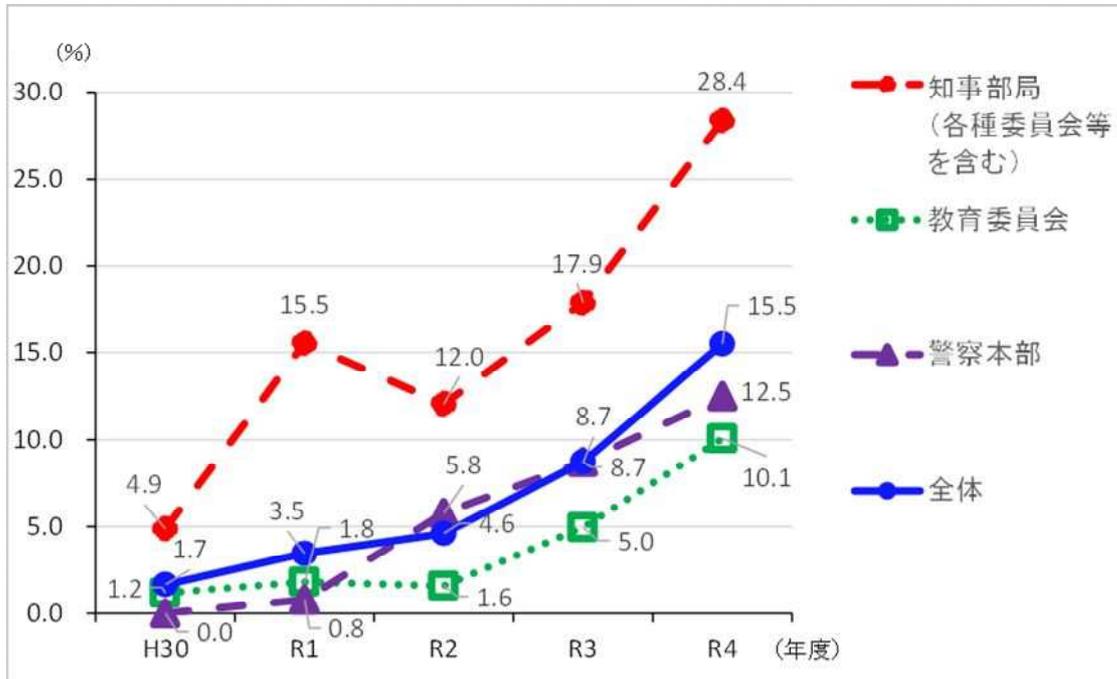
任命権者においては、これまで育児、介護に係る休暇・休業制度等の充実を図り、両立支援制度の周知等による取得促進に積極的に取り組んできた。令和 4 年度の男性職員の育児休業の取得率については、15.5%（令和 3 年度 8.7%）と増加しており、一定の成果が表れている。（図表 12 参照）。

また、知事部局においては、独自の取組として、対象の男性職員が 14 日以上の子育てに関する休暇・休業を取得することを目標とする「Happy・Two・Weeks」を推進しており、機運の醸成を図っている。

任命権者においては、引き続き、対象職員への周知はもちろんのこと、当該職員が気兼ねなく休暇や休業を取得でき、出産補助休暇・配偶者出産時育児休業の完全取得及び男性職員の 30%以上が 1 か月以上の育児のための休業を取得するとして特定事業主行動計画の目標を達成するよう、業務分担の見直しや人員配置の変更等の措置を積極的に講じるなど、両立支援制度を利用しやすい環境

づくりをより一層推進していく必要がある。

図表 12 男性職員の育児休業取得率



エ 多様で柔軟な働き方の推進

多様で柔軟な働き方は、ワーク・ライフ・バランスの実現や人材確保に資するものである。本県においては、職員のライフスタイルに応じた働き方を支援するため、全職員（公務の運営に支障がある場合を除く。）を対象とした早出遅出勤務制度やテレワーク環境が整備されているところであるが、フレックスタイム制等、多様で柔軟な働き方の推進について、県民サービスや公務運営への影響を勘案しつつ、引き続き検討していく必要がある。

オ ハラスメントの防止

パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントや妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントなど職場におけるハラスメントは、職員の個人としての人格や尊厳を侵害し、勤務意欲や自信を減退させ、ひいては健康を害する原因となりうる行為であり、さらには、ハラスメントを受けた職員だけでなく、職場環境の悪化など職場全体に大きな影響を与え、公務の運営に支障を及ぼす行為でもある。

任命権者においては、ハラスメントの根絶を目標として、職員研修等を通じた意識啓発により一層取り組むことが求められる。また、ハラスメントに関する相談があった際には、事実関係を迅速かつ正確に確認し、ハラスメントを行った職員に対して速やかに必要な指導を行うとともに、被害を受けた職員に対する配慮のための措置を行うなど、ハラスメントのない職場環境づくりに向けて、取組を強化していく必要がある。

また、近年は、行政窓口等においても、長時間の居座りや大声、罵声、脅迫、謝罪の強要等、職員に対するカスタマー・ハラスメントも問題となっている。任命権者においては、必要に応じて対応マニュアルの整備や研修を実施するとともに、カスタマー・ハラスメントに対しては、個々の職員で対応することなく組織全体として対応をしていくことが求められる。

(3) 服務規律の確保

県民全体の奉仕者である職員には、厳正な服務規律と高い公務員倫理の確保が求められているが、一部の職員による不祥事が発生していることは、県民の公務全体に対する信頼を著しく失墜させることであり、誠に遺憾である。

職員においては、一人一人が県民全体の奉仕者としての自覚を強く持ち、自らの行動が公務全体の信用に影響を与えることを常に意識し、高い倫理観の保持及び服務規律の遵守に努めることが極めて重要である。

任命権者においては、不祥事の根絶に向けて、平時から指導を徹底するとともに、事実関係を十分に把握、分析し、再発防止のための研修や啓発を行うなど、引き続き実効性のある取組を徹底・強化していく必要がある。

3 給与関係規則及び運用通知の制定又は改正

次表（１）及び（２）のとおり給与関係規則及び運用通知の制定、改正を行った。

（１）規則の制定又は改正

規則番号	公布年月日	施行 (適用年月日)	規則名	概要
38	R5.4.20	R5.4.20 (R5.4.1)	佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	R5.4.1 付け組織改正に伴い所要の改正を行った。
40	R5.7.6	R5.7.6	佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則	佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部改正により、新型コロナウイルス感染症の患者の救護等の作業に従事した職員に支給する特殊勤務手当の特例措置が廃止されることに伴い、所要の改正を行った。
41	R5.7.6	R5.9.1	災害派遣手当等に関する規則の一部を改正する規則	佐賀県職員給与条例の一部改正により、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の名称等が改正されることに伴い、所要の改正を行った。
44	R5.12.22	R5.12.25	佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	R5.12.25 付け組織改正等に伴い、所要の改正を行った。
46	R5.12.22	R5.12.22	最高の号給を超える給料月額を受ける任期付職員の給料月額の切替えに関する規則	一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正により、令和5年4月1日に遡って特定任期付職員に係る給料月額が改定されること等に伴い、所要の規定を新設するため規則の制定を行った。 また、最高の号給を超える給料月額を受ける任期付職員等の給料月額の切替えに関する規則の廃止を行った。
47	R5.12.22	R5.12.22 (R5.4.1)	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	佐賀県職員給与条例の一部改正等を踏まえ、医師及び歯科医師に支給される初任給調整手当支給額の改正を行った。
48	R5.12.22	R5.12.22 (R5.12.1)	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	令和5年12月期の勤勉手当の支給割合の改正に伴い、成績率上限の改正を行った。

規則 番号	公 布 年月日	施行 (適用年月日)	規 則 名	概 要
49	R5.12.22	R6.4.1	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	令和6年6月期の勤勉手当の支給割合の改正に伴い、成績率上限の改正を行った。
2	R6.2.16	R6.2.16 (R5.4.1)	佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正により、給料月額が改定されたことに伴い、昇格時号給対応表及び降格時号給対応表の改正を行った。
5	R6.3.18	R5.3.19	佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	R6.3.19付け組織改正に伴い、所要の改正を行った。
6	R5.3.18	R6.3.19	佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	R6.3.19付け組織改正に伴い、所要の改正を行った。
7	R6.3.26	R6.4.1	佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部を改正する規則	佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部改正により夜間中学業務手当が新設されたこと等に伴い、所要の改正を行った。
8	R6.3.26	R6.3.26	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
11	R6.3.29	R6.4.1	給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	R6.4.1付け組織改正に伴い、所要の改正を行った。
12	R6.3.29	R6.4.1	佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	R6.4.1付け組織改正に伴い、所要の改正を行った。
13	R6.3.29	R6.4.1	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	R6.4.1付け組織改正に伴い、所要の改正を行った。
15	R6.3.29	R6.4.1	佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	R6.4.1付け組織改正に伴い、所要の改正を行った。

規則 番号	公 布 年月日	施 行 (適用年月日)	規 則 名	概 要
17	R6.3.29	R6.3.29 R6.4.1 (R6.1.1)	佐賀県職員特殊勤務手 当支給規則の一部を改 正する規則	人事院規則九-三十(特殊勤務手当)の 一部改正及び困難な問題を抱える女性 への支援に関する法律の施行に伴い、所 要の改正を行った。
18	R6.3.29	R6.4.1	地域手当に関する規則 の一部を改正する規則	R6.4.1 付けで勤務地が千葉県柏市に なる職員がいることに伴い、地域手当の 支給地域の追加を行った。

(2) 運用通知の制定又は改正

通知番号	通知年月日	適用年月日	通 知 名	概 要
人委第238号	R5.5.25	R5.4.1	研修又は表彰若しくは顕彰による昇給についての一部改正について	警察庁が定める昇給の実施要領が一部改正されたことに伴い、本県もこれに準じた研修による昇給が実施できるよう昇給実施基準等の改正を行った。
人委第1061号	R5.12.22	R5.4.1	初任給調整手当に関する規則第6条第3項の承認について	初任給調整手当に関する規則の一部改正に伴い、規則第6条第3項に基づき特に必要と認めて承認した職員に対して支給する初任給調整手当の支給額等の改正を行った。
人委第1067号	R5.12.22	R5.12.1 R6.4.1	期末手当及び勤勉手当の運用についての一部改正について	令和5年12月期及び令和6年6月期以降の勤勉手当の支給割合の改正に伴い、職員の区分ごとの総額を算出する際に用いる支給割合の改正を行った。
人委第1077号	R5.12.22	R5.12.22	佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について	上位評価者の定期昇給の加算号給数の合計（上限）について、評価を確定した後、やむを得ない事由で上限を超える場合の取扱いを定めた。
人委第1155号	R6.2.16	R5.4.1	佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について	佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正により、給料月額が改定されたことに伴い、医療職給料表(二)6級から行政職給料表7級へ給料表異動した場合の号給について改正を行った。
人委第1384号	R6.4.22	R6.4.1	期末手当及び勤勉手当の運用についての一部改正について	期末手当及び勤勉手当に関する規則第2条第3号ウ及び第6条第1項第7号に規定する人事委員会の定める者を追加した。
人委第1408号	R6.4.22	R6.4.1	期末手当及び勤勉手当の運用についての一部改正について	佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行った。

通知 番号	通 知 年月日	適 用 年月日	通 知 名	概 要
人委第 1408号	R6.3.27	R6.4.1	人事交流による 採用者等の職務 の級及び号給の 決定等について の一部改正につ いて	佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部改正に 伴い、所要の改正を行った。
人委第 1408号	R6.3.27	R6.4.1	令和3年改正給 与条例附則第7 条の規定による 給料に関する規 則の運用につ いての一部改正に ついて	佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部改正に 伴い、所要の改正を行った。
人委第 1408号	R6.3.27	R6.4.1	令和3年改正給 与条例附則第6 条の規定による 給料に関する規 則の運用につ いての一部改正に ついて	佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部改正に 伴い、所要の改正を行った。
人委第 1419号	R6.3.29	R6.1.1	災害応急作業等 手当の運用につ いての一部改正 について	警察職員の災害応急作業等手当の対象となる作業 について、規定の整理を行った。

4 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に基づく承認

職員の初任給の決定、昇格、昇給等の一般的な基準については、佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に定められているところであるが、この規則に定める特別の場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得ることが必要とされている。

承認の状況（包括承認を含む。）は、次のとおりである。

（単位：人）

条 項 部 局			初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則					
			第 17 条	第 18 条	第 20 条 第 3 項	第 24 条 第 3 項	第 52 条	
知事部局			1				2	
教育委員会	教育委員会事務局							
	学 校	教育職員	県立学校					
		中 学 校						
		小 学 校						
		義務教育学校						
	一 般 職 員							
警察本部	警 察 官						2	
	一 般 職 員							
計			1				4	

（注 1） 第 17 条：人事交流等により採用された職員の号給の決定

第 18 条：特殊の職に採用する場合等の号給の決定

第 20 条第 3 項：昇格前の職の級の在級年数が 1 年未満の者を昇格させる場合の承認

第 24 条第 3 項：降格となった職員の号給の決定

第 52 条：特別の事情によりこの規則の規定によることができない場合又はこの規則の規定によることが著しく不相当であると認められる場合の承認

（注 2） 各種委員会は知事部局に含む。

V 職員の勤務条件関係事務

1 労働基準監督機関としての職権行使

労働基準法別表第一第 11 号及び第 12 号に掲げる事業並びに同表に掲げる事業以外の事業に従事する職員(技能労務職給料表適用職員を除く。)の勤務条件に関し、地方公務員法第 58 条第 5 項の規定により人事委員会が行使した労働基準監督機関としての職権については、次のとおりである。

(1) 事業場の区分

ア佐賀県人事委員会が職権を行使する事業場

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

労働基準法 別表第 1 の 事業区分	該 当 事 業 場			
	任 命 権 者			
	知 事	教育委員会	警察本部長	そ の 他
第 12 号	消防学校 自治修習所 公文書館 博物館 九州陶磁文化館 美術館 名護屋城博物館 佐賀城本丸歴史館 図書館 環境センター 衛生薬業センター 窯業技術センター 工業技術センター 産業技術学院 上場営農センター 農業試験研究センター 農業大学校 果樹試験場 茶業試験場 畜産試験場 水産振興センター	教育センター 県立学校（特別支援学校寄宿舎を除く）	警察学校	

労働基準法 別表第1の 事業区分	該 当 事 業 場			
	任 命 権 者			
	知 事	教育委員会	警察本部長	そ の 他
	高等水産講習所 林業試験場			
労働基準法 別表第1に 掲げる事業 以外の事業	本庁 首都圏事務所 防災航空センター 県税事務所 国際交流プラザ 佐賀空港事務所 保健福祉事務所福祉支援課 総合福祉センター (保護課及び地域 生活リハビリ課を 除く) 児童相談所 関西・中京事務所 農林事務所 農業技術防除セン ター 家畜保健衛生所	教育委員会事務局 教育事務所	警察本部(自動車 整備工場を除く) 運転免許課 交通機動隊 高速道路交通警察 隊 機動隊 警察署	議会事務局 選挙管理委員会事 務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 海区漁業調整委員 会事務局

(2) 労働基準監督機関の職権行使

令和5年度中に、地方公務員法第58条第5項の規定に基づく、労働基準法及び労働安全衛生法上の労働基準監督機関の職権について、人事委員会が行ったものは次のとおりである。

処 理 事 項	知事部局	教 育 委 員 会	警察本部	その他	計
解雇予告除外認定	1				1
36協定届	24	51	1		76
断続的な宿直又は日直の許可					
監視・断続的労働従事者の 適用除外許可					
第一種圧力容器廃止報告					
ボイラー廃止報告					
有機溶剤中毒予防規則の 一部除外認定					

(3) ボイラー、第一種圧力容器、クレーン及びゴンドラの諸検査

ボイラー、第一種圧力容器、クレーン及びゴンドラに係る令和5年度中の検査等の状況は次のとおりである。

特定機械の種類	検査等の項目	知事部局	教育委員会	警察本部	その他	計
ライボ	落成検査					
	使用再開検査					
	性能検査	1	2			3
	休止中		1			1
圧力容器 第一種	落成検査					
	使用再開検査					
	性能検査	3	6			9
	休止中					
ゴンドラ	落成検査					
	使用再開検査					
	性能検査	1				1
	休止中					

(4) 労働基準法等事業所実態調査の実施

職員の良好な勤務条件の確保と安全で快適な職場環境の形成を図るため、労働基準監督機関として、各事業所が労働基準法や労働安全衛生法等の規定に基づきその適正な運用を行っているかどうか訪問し、帳簿、書類提出を求め、実態調査を行った。

ア 調査実施期間

令和5年5月～令和5年12月

イ 調査実施事業所数

項目	知事部局	教育委員会	警察本部	その他	計
事業場調査	17	18	5	1	41

ウ 調査項目

勤務形態、時間外勤務の状況等、年次有給休暇の取得状況、宿日直勤務、労働安全衛生法関係、事務所衛生基準規則関係、機械及び有害物等の取扱状況、ボイラー及び第一種圧力容器等、ゴンドラ、有機溶剤中毒予防規則関係、特定化学物質障害予防規則関係、電離放射線障害防止規則関係、高気圧作業安全衛生規則関係、酸素欠乏症等防止規則関係

エ 調査結果

産業医の職場内定期巡視の未実施、有機溶剤中毒予防規則第28条第2項に基づく作業環境測定の実施の未実施、労働安全衛生法第12条第1項に基づく衛生管理者の未選任、特定化学物質障害予防規則第43条に基づく呼吸用保護具の不備、産業医選任の未報告、時間外勤務の上限時間の超過が確認された。不備な点については、事業所ごとに指導を行った。

2 職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の改正状況

次表（１）、（２）及び（３）のとおり関係規則、告示及び運用通知の制定又は改正等を行った。

（１）規則の制定又は改正等

規則 番号	公 布 年月日	施 行 又 は 適 用 年 月 日	規 則 名	概 要
9	R6. 3. 26	R6. 4. 1	職員の勤務時間、 休暇等に関する規 則の一部を改正す る規則	○九千部学園条例が廃止され、県立九千部学園が閉 園することに伴い、同学園における宿日直に関する 規定を削除した。

（２）告示の制定又は改正等

なし

（３）運用通知の制定又は改正等

なし

3 職員の退職管理に関する規則等の改正状況

（１）規則の制定又は改正

なし

（２）運用通知の制定又は改正

なし

（３）再就職者による依頼等の届出

地方公務員法第38条の2第7項に基づく再就職者による依頼等の届出は、令和5年度はなかった。

VI 公平委員会の受託事務関係

1 受託団体

県が地方公務員法第7条第4項の規定により、公平委員会の事務を受託している地方公共団体は、令和6年3月31日現在で7市10町22一部事務組合2広域連合（計41団体）である。

2 勤務条件に関する措置要求

受託団体の職員から、令和4年度中に地方公務員法第46条の規定に基づき措置要求がなされ、審理を行った事案及び令和6年3月31日現在係属している事案はない。

3 不利益処分についての審査請求

受託団体の職員から、令和5年度中に地方公務員法第49条の2の規定に基づき審査請求がなされ、審理を行った事案及び令和6年3月31日現在係属している事案はない。

4 苦情相談の状況

地方公務員法第8条第2項第3号の規定に基づく苦情相談について、受託団体の職員から令和5年度中に相談のあった事例は次のとおりである。

(1) 苦情相談の内容別件数（重複あり）

区 分	令和4年度末 (R5.3.31) 係属件数	令和5年度中 受付件数	令和5年度中 処理件数	令和5年度末 (R6.3.31) 係属件数
任用関係				
給与関係				
勤務条件・サービス関係				
厚生・福祉関係				
公平審査関係				
各種ハラスメント関係		3	3	
その他				
計		3	3	

(2) 苦情相談の処理区分（重複あり）

区 分	令和5年度中 処理件数
制度等の説明	
事情聴取	1
事情を聴取し、助言	2
当局等との話し合いの勧奨	
相談内容を当局に伝達	
当局に調査の申し入れ	
当局から調査結果の報告	
相談者へ調査結果の伝達	
その他	
計	3

5 職員団体事務

(1) 管理職員等の範囲

受託団体の管理職員等の範囲は、人事委員会規則で定めることとされている。令和5年度中の組織の変更等により、佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第15号）の一部を次のとおり改正した。

規則番号	公布年月日	施行又は適用年月日	規則名	概要
39	R5.6.23	R5.6.23	佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	○公平委員会の事務を受託している団体の組織改正に伴い、管理職員等の範囲について所要の改正を行った。

(2) 職員団体の登録

受託団体関係分で当委員会に登録されている職員団体は、次表のとおりである。

(令和6年3月31日現在)

職員団体の名称	所在地	代表者	登録		R5年度の登録事項
			番号	年月日	
自治労鳥栖市職員労働組合	鳥栖市宿町 1118 鳥栖市役所内	執行委員長 平山 竜士	102	S43.4.13	R5.8.17 役員の変更
鹿島市職員労働組合	鹿島市大字納富分 2643 番地 1 鹿島市役所内	執行委員長 片渕 晋	106	S42.6.13	R5.8.23 役員の変更
太良町職員組合	太良町大字多良 1 番地 6 太良町役場内	執行委員長 織田 渉良	108	S43.3.29	R5.9.19 役員の変更
自治労武雄市職員労働組合	武雄市武雄町大字昭和 1-1 武雄市役所内	執行委員長 松尾 博文	110	S61.11.11	R5.9.8 役員の変更
自治労基山町職員労働組合	基山町大字宮浦 160-2 基山町役場内	執行委員長 江上 真太郎	111	S62.9.11	R5.5.9 役員の変更 R5.9.19 役員の変更
多久市職員労働組合	多久市北多久町大字小侍 7 番地 1 多久市役所内	執行委員長 瀬戸口 泰輔	115	H5.11.25	R5.4.14 役員の変更 R5.6.23 役員の変更 R5.11.8 役員の変更
小城市職員労働組合	小城市三日月町長神田 2312 番地 2 小城市三日月庁舎内	執行委員長 村岡 晋一郎	117	H17.4.7	R5.8.10 役員の変更 R5.8.10 規約及び役員の変更 R5.8.10 規約の変更 R5.8.10 役員の変更

職員団体の名称	所在地	代表者	登録		R5年度の 登録事項
			番号	年月日	
みやき町 職員労働組合	みやき町大字原古賀 1043 番地 みやき町中原支所内	執行委員長 浦 一弘	118	H17. 8. 25	R5. 10. 5 役員の変更
白石町 職員労働組合	白石町大字福田 1247 番地 1 白石町役場内	執行委員長 藤井 虎登	120	H17. 12. 7	R5. 9. 14 役員の変更



佐賀県人事委員会事務局

〒840-0041 佐賀県佐賀市城内一丁目6番5号 佐賀県庁南館2階

T e l 0952-25-7241 F a x 0952-25-7323

U R L <https://www.pref.saga.lg.jp/list00149.html>

E-mail jinjii@pref.saga.lg.jp